

平成28年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 6 月 1 4 日 （火曜日）

議 事 日 程（第2号）

第1 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出 席 議 員（18名）

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
5 番	岡 峯 久 雄 君	6 番	下 元 真 之 君
7 番	岩 井 優之介 君	8 番	水 間 淳 一 君
9 番	吉 村 アツ子 君	10 番	味 元 和 義 君
11 番	下 元 昇 君	12 番	堀 本 伸 一 君
13 番	楨 野 章 君	14 番	武 田 秀 義 君
15 番	中 屋 康 君	16 番	西 原 真 衣 君
17 番	酒 井 祥 成 君	18 番	橋 本 保 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠 席 議 員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	会 計 管 理 者	左 脇 淳 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	危機管理課長	野 村 和 弘 君
企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	長谷部 卓 也 君
商工観光課長	下 藤 広 美 君	税 務 課 長	永 尾 一 雄 君
町民環境課長	植 村 有 三 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君

健康福祉課長	山 本 康 雄 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	谷 脇 健 司 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	学校教育課長	杉 野 雅 彦 君
生涯学習課長	辻 本 明 文 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君	代表監査委員	中 岡 全 君
政 策 監	田 辺 卓 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 脇 一 生 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹 本 英 治 君	町民生活課長	林 久 志 君
-----------	-----------	--------	---------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 酒 井 弘 恵 君 |
| 書 記     | 國 澤 みやこ 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（橋本保君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成28年第2回四万十町議会定例会第7日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

15番中屋康君の一般質問を許可します。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 議長の登壇、質問の許可を得ましたので、質問を始めたいと思います。改めておはようございます。よろしくお願いいたします。

今回、私の質問は、毎回と同じように三点の質問に分けて質問をいたします。1時間の時間の中で進めていきたいと思いますので、ご答弁を賜りたいと思います。

まず、第一点目というのは、災害への備えということで、質問通告を差し上げております。この時期、梅雨の時期ということで、6月4日に四国地方も梅雨入り宣言ということになりました。その折り合いなのか、国土交通省がいわゆる浸水に関する新想定ということで、先般新聞に流れております。非常に内容にびっくりをして、四万十川水系ということでありましたので、大変びっくりした思いがある。

中を読みくだいてみますと、マップ等々については、下流域の四万十市流域の近辺のあたりのところが、新想定ということでもありますけれども、1,000年に一度といったような感じで、国交省も今からの災害に備えというようなことも考え始めておるということになっておりますので、この後、新想定が本町に対してはどんな感じで国交省からの話があるのかないのか。新聞で見ますと、それからあるいはネットで国交省のブログをあけて見ますと、四万十町のあたりは余り見えてはこないんですけれども、そこのあたりが詳しく個々に連絡があるようでしたら、一緒に後ほどお伺いをしておきたいという思いであります。

第一の論点は、水害予防ということですので、昨年9月は非常に関東地方、東北にかけて集中豪雨がありました。鬼怒川では大変な事態ということで、堤防の決壊ということがあって、ニュースの場面を見ますと、大変な脅威を覚えたことでもあります。本町においても、一昨年8月10日夜過ぎの未明にかけて、非常に大きな水害がありました。今回

は、一応防災計画からの観点でお伺いをいたしていくわけではありますが、防災計画書の中にも、一昨年の水害の規模が書かれてある箇所がありました。特に、街分では、床上住家が111戸というようなこと、それから上水道の断水ということで2,539世帯というようなことで、非常に近年において、本町も水害に対することの備えというのは、とっても敏感になっておるというようなことでありましょし、年々ゲリラ化する豪雨というのはやはり悔れんという思いがあります。

国交省の統計ということで、過去30年間の統計の中でも、1時間に50mmとか、いわゆる一昨年あった、本町の場合も50mmを超えておりますが、1日200mmを超えるような雨量が、もう数回ごとに増えてきているということでもありますので、今回のそういった国交省の想定を含めて、今からの本町の水害予防ということについて、全町的に今まで水害を被った箇所あたりへの予防対策がどのように講じられているかというようなことを、今から夏場にかけて、ゲリラあるいは台風の襲来を前にして、今の段階で本町の予防姿勢とか予防のスタンスを、まず概況についてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、水害の予防概要というところになりますが、本町の水害予防の現状ですが、本町では、昭和38年、平成16年、そして一昨年平成26年の台風等の豪雨による河川の増水によりまして、床上・床下浸水など大きな被害を受けたところで、過去の教訓も踏まえ、防災対策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、住民等への周知といたしましては、土砂災害警戒区域、そして平成26年8月の浸水区域等を示した防災マップを全戸配布しております。それから、自主防災組織等が行う学習会や訓練等におきましては、土砂災害についての講演実施など、自助・共助を主体とした取り組みを推進しているところでもあります。

特に被害の大きかった窪川街分地区につきましては、吉見川の対策として、フラップゲートの設置、しみ出し防止対策、監視カメラの増設、それと県とも連携を図りながら行っているところでございます。また、レンタルポンプも、昨年度より増設するようにしております。

今後の計画といたしましては、国・県の対策も含め、四万十川上流の水位計の設置、吉見川排水対策としては遊水池、琴平川の堤防の改良、常設ポンプ等を行うよう検討しているところでございます。

そのほかにも、消防団へは土のうの事前配備、災害対策本部の模擬訓練や各部各班の災害対応に関する実務マニュアル等の作成を行っておりまして、本部機能の充実も図っているところでございます。

それから、国土交通省が公表した渡川水系の件につきましてですが、この件につきましては、今回公表された浸水予想区域等につきましては、国が直轄管理する河川として、渡川水系では四万十川、後川、中筋川の四万十市、仁淀川水系では仁淀川の高知市、土佐市、いの町等について公表されたところでございます。

本町については、県が管理する河川でありますので、県のほうがいずれ調査もし、公表はあると思いますが、現在のところは公表されていないというところであります。本町のほうでも、平成26年8月の台風11号では、茂串町の観測点で、降り始めからの雨量が677.5mm、それから四万十川上流域であります津野町船戸でも946mmを記録などしておりますので、本町でも、今後そのような教訓等を踏まえて、防災対策に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 危機管理課長からのお話をいただきました。

ある一定、前回の大きな災害を受けて、防災に絡めての措置がだんだんになされるということでもありますので、安心をするわけではありますが、確かに想定を超えたということでありまして、一昨年の中屋町へのそういった浸水に絡めて、その辺のいわゆるダムの放流t数、私なんかは知ろうと思えば、いつも防災無線を通じて聞くわけではありますが、平常は200 t か300 t ということでありましたけども、あの折は梶原川で1,500 t、仁井田川のほうで1,500 t、3,000 t を超えるというようなことでありましたので、非常に浸水ということに対して、今から敏感になっていかないかんという思いがあります。

今回の国土交通省の想定については、本町については、まだ県のほうからの河川管理ということでもありますので、今から想定が出されるということではありますが、この項目の二点目にも上げておりますが、水害の予防計画ということで、今回、本町の防災計画から、中に書いてあります水害の予防計画についてお伺いをするわけですが、河川整備という箇所があります。先ほど言ったように、新想定のことにありますような感じで、河川の整備を急がれるというところが、いずれにしても予防計画の中に書かれておるわけではありますが、河川圏区域とされている箇所があると。それについては、緊急性の高い箇所から県の事業

に協力をして、河川改修を推進していくんだということでありますので、当然吉見川の関係、河川整備を急いでおるわけでありまして、それ以外に、やはり下流域においては、大正地域の やら合流点、それから十和地域の低い昭和やら、所がございまして、今回あたりで大きな増水が想定されると、やはり浸水があるということでありまして、河川整備の緊急性の高い箇所というのは、水害予防計画の中では、こういったところが箇所づけがされておるのかを、まずお伺いしておきたいと思っております。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 河川改修、河川整備の件の御質問ございました。

現在、四万十町内において、直近で河川の整備としましては、窪川地区の四万十川の一つの支流でございます仁井田川の河川改修事業を、高知県のほうが実施しております。しかしながら、仁井田川の河川改修事業は、非常に長い歴史がありまして、始まったのが昭和57年ということで、現在は34年目、いまだまだ工事をやっています。この間に、平成16年8月の台風により、仁井田地区において、住宅の床上浸水や国道56号線、そして県道の冠水と農地の被害があったわけで、また同じ年の10月にも、台風で同様の水害被害を受けました。当然、緊急性の高いという位置付けは、昔からやっておりましたんで、整備は続いておったわけですが、整備をやりながらこういう被害が出たと。

これを機に、関係する仁井田地区の8集落で、河川の改修協議会というのを立ち上げてまして、地域住民が行政との重要な調整役となり、一日でも早い計画区間の完成に向け、現在も事業を推進しております。直近の整備箇所としては、一応仁井田川で1か所だけやっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 河川整備については、緊急性の高い所というところについては、仁井田川地区の30年余にわたって改修しているというところでありまして、その予防計画の中で、今後、今の箇所づけというのはまだまだそういった段階には至っていないというお話であります。いずれにしても、現実的に吉見川周辺あたりの窪川地域の周辺についても、当然河川整備を急がないかんということでありますので、ぜひとも県の事業計画ということにのっとっていくということでありまして、本町自体から発信をしながら、県とも協議をして、進めていっていただきたいなという感じがいたしております。

この項目については、そういうことで承っておきます。

その次に、三点目ということで上げてありますのが、砂防対策ということで上げてあります。これも、予防計画の中の項目に掲げてあります分であります。本町の土地事情というのは急峻な山の谷あいにあるということで、山崩れあるいは土石流の発生箇所が非常に多いということであります。いずれにつきましても、箇所数もかなりあるということで、予防計画書の説明欄も見させてもらったんですが、とりわけ砂防対策ということで、今回上げてあります。

砂防せきというか砂防ダムというのが、各谷あいにできておりまして、あるいは急峻な山の谷あいのところに、現在ある箇所箇所にでき上がっておりますが、土砂の堆積が非常に経年をいたしておりますので、満杯になっているというケースが非常にあります。本来は、砂防せき、砂防ダムというメンテというのは、砂がいっぱいになっても機能は果たしていくんだという国交省なんかのいろいろな説明書きを書いてありますので、それはそれでいいんであろうと思うし、心配はしないんですが、ただ、やっぱり満杯になってしまいますとオーバーフローする。それから、箇所によってよく見受けられるのは、満杯になった砂防せきから横へはみ出てしまっていて崩壊をするような感じに、あるいは場所によってはだんだん堆積の比重が掛かって底抜けをして、一斉に流れてしまうというようなケースがあるんですが、堆積した土砂というのが、撤去をするような計画にあるのか。それから、今後、砂防ダムあたりのつくり方ということが、どういう感じで捉えているのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 砂防ダムの御質問でございますが、今、議員言われましたように、砂防ダムの働きについては、河川や谷川の流出土砂をダムのえん堤の高さまで土砂をためることによって、河川や谷川の河床勾配を緩くし、たまった土砂で両護岸、右岸・左岸の護岸の浸食を防止するとともに、流出する土砂を調整し、土石流の土砂災害からの安全確保と自然環境を保全するのが目的であり、最後のほうにおっしゃいました堆積した土砂については、通常のところは除去しない、撤去しないというのが通常でございます。

しかしながら、堆積土砂については、たまったことによって、またその周辺に住家があるとすれば、影響を及ぼすとか何らかの異常な災害の危険度を増すような事態がありましたら、別にその土砂についての対策は、また考えるということをお伺いしております。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 砂防ダムえん堤の考え方というところでお伺いをしました。

いずれにしても、じゃそういう満杯になって、満杯になるゆえに危険な砂防えん堤、砂防ダムというのは、今のところはないということで承っておいてよろしいのでしょうか。そのあたり、確認だけちょっと。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） ないということではなくて、あるところもあるわけで、例えば今現在四万十町内で、砂防事業を1か所だけ現在進行中でございます。その箇所は、議員のお家のお近くで、田野々地区の城山谷は、ダムのすぐ下側が80戸以上の住宅地もありまして、ダムが今満杯になって、非常に危険だということで、一昨年から事業化されまして、今ある満杯になった既設ダムの上流に、もう一つ別に新たなダムをこしらえまして、そこへためるということで、今あるダムからこぼれ落ちる土石流に対して、新たなダムでとめるというような対策も、現在やっております。そのほかまだ多々砂防ダムについては、町内至るところにあるわけですが、なかなか作業というか事業化に至っていないのが現状でございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 砂防ダムの新たな箇所づけというのも、今お伺いをしたわけですが、いずれにしても、砂防ダムを一気につくった兼ね合いもあったんでしょうが、ダムが経年をしておりますので、そのあたりのチェックは重ねていかないかんということでお願いをしておきたいんですが、今お話のあった数字の話になるんですが、予防計画の中に地滑り対策という箇所もあります。この地滑り対策というのは、大正地区に地滑りの危険箇所が2か所あるということのお話でありましたので、砂防ダム、砂防せきの兼ね合いも兼ねて、大正地区の急傾斜地、地滑り対策地区というのは、1か所は今おっしゃったところの城山だと思いますし、その2か所というのは、もう大正地区だけなのか。大正地区は2か所と書いてありましたので、全町的にほかにはないのかどうか。そのあたりのことについての予防計画、どんな感じで予防計画がされるのかどうかをお伺いしておきたい思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 四万十町内、地滑り箇所2か所と載っておりますが、2か所につきましては、大正地区に2か所と。1か所目が、今言いました城山谷川の地区周辺、無手無冠酒造の上のほうの山、それともう1か所、大正中学校の裏手の山になります。そっちのほうも範囲に入って、唯一2か所あるのが大正地区だけというような状況になって

おります。

地滑り地域のことですが、対策事業としては、現在行っていないというのを、県のほうから聞いておりますが、地滑り危険箇所の、土砂災害が起きた場合の影響調査を、今後高知県のほうにおいて実施していくという話を聞いております。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 地滑り対策ということで、全町的にも大正地域の2か所だけということで、計画書の中にも想定をされるということでもあります。思い出しますのは、一昨年、広島のアサヒ南区、大変大きな地滑りがありました。あそこは、地域の土壌がちょっともろいということもあるような話もあるんですが、いずれにしても、大正地域の城山地域あるいはその周辺のあたりは、過去に地滑りを起こしたということがあるようです。ですから、かなり危険性が伴っているということでもありますので、早期の対策というのが急がれるということではありますが、今課長がご答弁いただいているんですが、予防計画の中に県との調査も含めてやっていかないかというお話ではありますが、町長のお考えとしては、そのあたりのことを想定される、現実的な感じになっていることについて、県との今後の話し合いとかそういう考え方についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

今の大正地域2か所についても、早急に県のほうの情報交換をしながら、土木部のほうに様々な事業政策を提案して、とにかく地域の安全対策に努めたいと思います。

せっかくの機会ですので、さきの質問にご答弁させていただきたいと思いますが、浸水対策のほうも、やはり窪川地区、大正のどぼ、製剤のところですかね。それから十和、それぞれあります。近年、ちょうど大気中の水蒸気が多いということで、台風11号、一昨年8月の分も、本当に雲はなくても、だんだんに南斜面を抱えておる我が四万十町のこの地域については、そのときそのときに雨量がかさむという状況がありました。

今回、そういったことを受けて、先ほど担当課長のほうから説明しましたが、それに加えて、2,500世帯5,000人の浄水場が、結局、浸水して供給できなかったということもありましたので、今、防水壁を整備して、四万十川の右岸側、大井野川の高さより高い防水壁の設置の整備を進めるところです。

ですから、本当にまずは、予防できる箇所は早急に予防するという観点で、今後地滑り対策、さまざまな防災対策について、精力的に実施をしていきたいとは考えてございます

が、その辺の予算の確保も含めて、またいろいろな部分での検討をしていきながら、進めたいという考え方を持っておりますので、どうかよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） ありがとうございます。

力強いご答弁をいただきましたので、ぜひとも県とも協議をしながら、推し進めていただきたいと思います。備えあれば憂いなしとありますので、今年も大きな台風が襲来をしないことを願いながら、万全を期して、予防計画を立てていただきたいと思いますということで、この項目については終わりにしていきたいと思います。

第二点目の大きな項目として、動物愛護という関係でお尋ねをするようにしてあります。

これについては、私が平成24年、今から4年ぐらいの前ですが、3月の定例会でやはり同じような感じでお伺いしております。とりわけ飼養する、家庭でペットとして飼うような動物の愛護の観点でありますので、有害鳥獣の関係ではありません。いずれにしても、捨て犬、捨て猫というような状況が、だんだんには改善をしておるようでありますけれども、4年を経過した中で、行政としてのどういう捉え方あるいは対処の仕方がしてあるのかなということで、今回、第二番目の質問に上げさせていただいております。

県のほうも動物愛護推進計画というものを立てて、4年前にお伺いしたときもそういう話を伺ったんですが、要するに、動物に対する全ての人々が動物愛護をやってきて、管理の意識を持ちましょうということで、だんだんに計画の中で進行しているということでありまして、最近、高知県としても対策を講じながら、無責任な飼い方をやめましょうと。あるいは市町村で、とにかく今までも現に引き取りをして、市町村のほうで処理をしていたということも廃止をして、あるいはやむを得ない場合も、例えば高齢で飼えなくなったとか、お互いにペットとしてそばに置けなくなったということについては、有料化をしてというようなことで、できる限り最終、最後まで責任を持って面倒を見ていくという姿勢を、県のほうとしてもあらわしておるようであります。

最近に至っては、雌猫の避妊手術も非常に高額なお金が掛かるわけですが、この費用の一部を負担するということも、これは全国の都道府県として初めてということで、高知県は始めたようであります。そういう意味では、今までかなりワーストに近い高知県の4年あるいは10年前は、殺処分とするとしてあがっておったようですけども、そういう意味では非常に大幅な進展があるというようなことであります。

折しも、これは6月の新聞が出ました。6月1日の新聞に、高新でありますけれども、県の収容の犬猫を、犬、猫の譲渡に新しい規制をしますと、新しい形をつくりますということで、保健所から引き取った犬と猫を初めて譲渡すると。譲渡することについて、県も介在をしながら、一時預かって、希望者に引き渡すような譲渡ボランティアを登録制にもしたりしてやっていこうというようなことも出てきております。4年前にお伺いをしたときに、本町については、引き取りの数が犬は46、猫が79という数がお示しをいただいたんですが、この新聞で高知県を全般的に見ますと、20年ぐらいからすると、犬の場合、引き取りが5,000頭を超えたのが、今は103頭に減っていると。猫のほうも、殺処分5,500匹が、今は1,700匹ということになって、非常に減数をされて、飼い主側もそういった意味の意識が拡大をしているということでもあります。

いうことではありますが、4年を経過した段階で、県の動きも変わっているという段階でありまして、町の行政としての捨て犬、捨て猫の取り扱いと、あるいはそのほかの小動物も同じですが、どういう状況になっているかお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

まず、本町の引き取りについてでございますけれども、犬、猫の引き取りにつきましては、平成27年4月より廃止をしております。また、平成28年度からは、全県下で市町村の窓口の引き取りは廃止をされております。この措置につきましては、いろいろと議員おっしゃられたように、県のほうで取り組みをしておりますけれども、殺処分を減らす取り組みとして、そもそも引き取られる犬や猫を減らす目的で行っているものでございます。

また、現在、犬、猫の収容につきましては、一つ目として保護動物として収容されるものと、二つ目に負傷動物として収容されるもの、三つ目に引き取りというので、3とおりがございます。まず、保護動物として収容されるものにつきましては、もともと飼い主のない捨て犬、野良犬が該当いたしまして、苦情の連絡が入りましたら、保健所のほうが捕獲いたします。また、猫につきましては、生後間もなく目のあいていない猫または歯が生えていないとかというところで、自活ができない猫と。この分につきましては、保健所まで連れていけば、保健所のほうが引き取りをするようになっておりますが、親の猫につきましては、保護動物としての扱いはありませんので、保健所のほうでは引き取りもしていないという状況になっています。また、負傷動物につきましては、保健所のほうがこれも収容いたします。それと、引き取りにつきましては、事情が生じまして、飼い主から引き取

り依頼があるとか、引き取る犬、猫がおりますけれども、県といたしましても、引き取りに関しましては、平成24年から有料化もされておりますし、保健所では飼い主を説得してできるだけ引き取らない対応をしているというところであります。

それと、収容動物の現状でありますけれども、まず最初に平成27年度の数字で申し上げますと、県全体で保護動物、先ほど申しました保護動物として収容された犬が343頭、それから猫が1,541匹、小動物といたしましては犬が12頭、猫が72匹、引き取りが犬145頭、猫300匹となっております。議員が4年前にと申しましたが、そのとき、犬46頭、猫79という数字が言われましたけども、本町におきましては、同じ平成27年度で、保護動物、犬が6頭、子猫が14匹、負傷による収容が親猫1匹、引き取りにつきましては犬が2頭、親猫が5匹というところで、かなりの数字が減少しているという現状であります。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 課長のほうから伺いました。

本町の引き取り個体も減少しているということで、かなり前進をしているということでありましょう。これはこれで喜ばしいというか、今からまだまだ最後にはゼロにせないかんという感じで動いていかないかんわけでありますけれども、国の動物愛護に関する法律というのが、動物愛護法というのがあります。これは、大体5年を目安にして改正をされておりました。平成17年6月に、ペット業者、それまでいわゆるペット業者はビジネスでありますので、そういった感じで動いておったのが、ペット業者の責任、要するに、インターネットを介したような対面をしない売り方はいけませんと、売買はいけませんというようなことも決めたり、飼い主はペットが死ぬまでは飼い続ける責任があるというようなことを定めた動物愛護法が改定されております。

先ほどのお話のとおり、だんだん減ってはきておりますけれども、やはり依然として捨て猫、捨て犬といったようなこと、小動物を絡めて、虐待も含めて、そういったことが絶えないということでありまして、実は私、最近身近なことがありまして、夕方、友人といつもの散歩道を散歩しておりました。軽いジョギングもしておりましたら、段ボールの中に5匹の小さな白い猫がそのまま放置されて、側溝のそばに置いてありました。我々も散歩中ですので、はた困ったということでありまして、その場を行ったり来たりはしたんですが、役場へ連絡をして引き取るということができないということも、だんだんそのあたりで確認をしておりますので、はてどうしたものかなというようなこともありまして、非

常に困ったことが、最近ございました。

結果の話は、近所の平生から猫をかわいがったり、そういった捨て猫を引き取って面倒を見ている方がいらっしゃって、その方が一時預かりというような感じで預かってもらいました。その5匹の猫については、我々も含めながら、知人を紹介して、何とか1か月ぐらい経過して、やっと引き取ってはもらえました。そういったようなケースが、ごく最近ございましたので、そういったケースは、やはりまだまだ見えない部分ではあるんじゃないかというようなことであります。

先ほど課長がおっしゃったように、引き取りに制限がありまして、有料化もする。窓口で引き取りはできないというようなこともありましたならば、そういったときに、対処方法に困ってしまうというようなことがありますので、現実、そういうことがあるということも、やはり耳に入れておきたいなということで、ちょっとお話をするわけですが、一時預かりというようなことで、だんだんに新たな引き取りをしていただいて、捨てられた犬や猫が新たな場所で生きていけるという方法を、今から模索していくということも大事であろうかと思うわけですが、四万十町においても、捨て犬やら捨て猫を保護しながら、何とか一時預かりをしながらというボランティア団体が、昨年2月に結成をされて頑張っておられます。月に1回、大正の道の駅のフリーマーケットのところに出店をされてやられておりますので、既にお見かけをして、その場所にも立ち寄られた方もたくさんおいでであろうと思います。非常に頑張って活動をなさっておりまして、殺処分を減らすために、避妊手術がこういうふうにありますよと、助成制度がありますよといったようなPRもされているし、それから一時預かりをしていただくような方を募集しますというようなこともやっておりますし、小物を持ち寄っては売って、売った資金をもって、そういった活動に充てるというようなボランティア団体が四万十町内にでき上がって、今活動をされております。非常にたくさんの人数が広がってきているということでもありますので、そのあたりのことも含めて、行政とボランティア団体との連絡協議会とまでは言いませんが、そういった日々の連絡あるいは情報交換というようなことが必要ではなかろうかというようなことがありますので、そのあたりのことについての行政の考え方を、一点お伺いしておきたいのと、それから猫の避妊手術の助成というのがありました。これは、現在、保健所に出向かないと申請手続等々がうまくいかないという話がありますので、行政窓口として、せつかく避妊手術に助成をするという県の動きもありますので、そういった受皿の窓口を何とか考えていくべきではないかなということがありますが、その二点に

ついてお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

まず、一点目でございますけども、ボランティア団体との連携というところになるかと思っておりますけれども、先ほどうちのほうで本町の窓口のほうで引き取りをしていないというお答えをいたしました。が、やはり電話等もかかってまいります、犬、猫の里親を探してほしいとかというところがありますので、そういう要請が来ましたら、それこそボランティアで里親探しのお手伝いしているグループもありますので、それとまた健康福祉課にもそういう職員がおりますので、そういうネットワークを使って、猫、犬についても里親探しをしているのが実情であります。

ちょっと余談になりますけども、5匹の白猫がというところがありまして、実は私が1匹引き取っております。そういうネットワークを通じての話でございます。また、つい先日でございましたけども、これもまたうちのほうに迷いの犬が来まして、大変なれておりました。そういう犬でしたので、一回役場のほうへとってかえりまして、ケーブルとそれからそういうボランティア団体の方に里親を探してくれんかというところをお願いをしておりましたところ、ケーブルで流したら、無事飼い主が見つかりましたので、そういうこともちょっとうれしいニュースだったというところであります。

それから、避妊手術のことなんですが、おっしゃるとおり、今のところ手続のほうは、ここでしたら須崎の保健所のほうへ行ってもやらないかんようになっております。まだ県のほうからそういう窓口との話等はありませんが、ぜひそういうことができるように、県とも話をしていきたいと思っております。

以上です。

○15番（中屋康君） 福祉課長、ありがとうございます。

猫が一つ、課長の手元に預かったと知りませんでしたので、大変偶然な話になりましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

県の保健所との関係との連絡も密にさせていただきながら、できるだけせつかくの避妊手術助成という制度がありますので、簡便な方法ができるような方法を、一つ今後とも考えていただきたいなということで、お願ひをしておきたいと思います。

それでは、いろいろな推進方法も伺いましたが、ケーブル等々なんかでも今からも利用していくということではあります、もう一点だけ、こういった捨て猫、捨て犬というよう

な状況が生まれるということについては、我々、小さいときからの教育といたら大げさな話になりますが、考え方がしっかりそこないと、こういったケースが頻繁に起きてくるんだろうという思いがありまして、この項目の三点目として、生命を慈しむ教育という取り組みということで、大変大きな題目にして上げさせていただいております。

これは、文科省の学習指導要領の中の道徳編をちょっと引っ張って見たんですが、平成20年7月に出ております中の項目に、道徳の内容でこういったところを指導しなさいという項目が大きく4項目あります。大きく4項目の中の三つ目の中に、こういったことが書いてあります。主として自然や崇高なものとかかわりに関することをテーマとして、指導に当たるといことがあります。指導に当たっては、人間の生命のみならず、身近な動植物を始め生きとし生けるものの生命の尊厳に気づかせ、生命あるものは互いに支え合って生き、生かされていることに感謝の念を持つよう指導することが重要な課題となると。例えば、自分が今ここにいることの不思議、生命にいつか終わりがあること、生命はずっとつながっていることなどを手がかりに考えさせることができるというようなことで、指導要領の指導の視点というのがあります。

恐らくこれは、学校の現場では、中学校の職場体験あたりでも利活用できるような話の中身でもあろうかと思えますし、小学校では小動物を飼育しながら、飼養しながら、子どもたちの命の大切さというのを道徳の中で教えていくといったような、動物をいたわるような、命をいとしむ教室というのは、あってしかるべきであろうし、現在やられてあろうと思いますので、今、本町の教育現場で、どういう形でそれが道徳教育の中に取り入れて、実現をされているのかお伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 生命を大切にする慈しむ教育につきましては、各学校では、道徳教育、各教科で、総合的な学習の時間、それから人権学習等で行われています。今、議員のお話のありましたように、道徳の時間、週に1時間ありますけれども、道徳の時間では、主として自然や崇高なものとかかわりに関することというもののの中で、読み物教材等を使用しまして、子どもたちに、動植物を大切にすることや自他の生命を尊重することを考えて、深めております。それから、各教科ですけれども、例えば理科では、3年生で身近な昆虫を育てます。よく青虫を育てて、それをサナギにして、それから成虫のモンシロチョウにするというような学習、成長の決まりとか、それから体のつくりについての考えを持つという学習、それから5年生では、魚を育てたりということで、メダカを

学校へ行ったらよく飼っておりますけれども、メダカを育てて、卵をふ化させるというようなことをして、あるいは人の発生についても、これは資料を活用して、動物の発生とか成長についての考えを持つことができるよう学習をします。また、保健体育では、人の健康や心、体の発達、けが、病気などの予防などを通して、命の大切さというのを学習していきます。あと飼育ですけれども、金魚とかあるいはカメを飼育している学校もございます。特に興津小学校では、ウミガメの保護活動を行っています。ウミガメについて調べたり、砂を入れ替えたカメハウスで採卵した卵を入れ、それから温度や水分を管理してふ化させ、子ガメを放流するという活動を通して、生命の大切さであるとか、環境問題について学習を深めております。

また、保育所や学校と町の健康福祉課及び教育研究所が連携して、命の学習にも取り組んでいます。これは、子どもたちが赤ちゃんに触れ合ったり、成長を観察したり、家族から話を聞く体験を行います。この学習を通して、命に関心を持ち、大切にするという心を育てております。

このように、命を慈しむ教育というのは、学校の様々な教育活動を通して行われています。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） お答えをいただきました。

教育現場のほうも、子どもたちが生命の大切さということで理解をして、かけがえのない命を尊重するというような取り組みをされておるということで承っておりますので、ぜひとも小動物も含めながら、先ほど来の話の展開のとおり、犬や猫とも触れ合うようなことも、ボランティア団体もあります。保健課との連絡も密にさせていただいて、日ごろから命の大切さ、大事に扱っていくということを、どうぞ今後とも続けて教育していただければと思います。

それでは、こういう取り組みは非常に前へ進んでいるということで安心しながら、この二点目は終わりにしておきたいと思います。

最後の時間は、大きな三点目の項目に移りたいと思います。

橋梁ということで、土木関係の話になりますが、土木関係と登録有形文化財という話で出しております、大正対象地区にある大正橋というのがございます。これは非常に歴史があって、昭和3年に建設をされたというところでありまして、私どもの近くの身近な生

活のための橋であります。その管理維持について、最近、地元の方から、経年劣化をしておりますし、下の河床部分のあたりも洗われてしまって、非常に危なくなっているんじゃないかというようなことがありましたりして、この橋は今からどうなるんだろうというようなことが、何回となく耳に入ってきますし、ご相談も受けております。ということでありますので、橋梁維持ということで、大正橋ということでありますが、今の段階の状況を、考え方をお伺いしておきたいと思います。

たまたまこの大正橋を、3月にいつできるんだろうと思って調べてみましたらば、国指定の登録有形文化財ということに指定をされております。登録が2008年3月7日ということではありますが、解説によりますと、梶原川の最下流、四万十川との合流地点近くにかかる道路橋であるということで、橋の長さが138m、それから3連トラス橋で、幾何学的な模様をあしらった門柱があるというところを書いてありまして、我々としても有形文化財として、この地域の景観の中に非常に重要な構成要素として残っている橋というようなことで、受け止めていかないかなというところを改めて感じたわけではありますが、要は昭和3年3月の建設でありますので、人間でいえばちょうど88歳であります。米寿を迎えた橋が現役で、生活道、町道認定をされて、今動いておるわけではありますが、アスファルト自体もひびが入ってきたりしておりますし、今言った橋脚の下の部分については、以前に補強した部分のアスファルトのレンガ積みの感じですが、あれが無残に水圧で流れておりましたりして、見た目も危ないという感じがいたしております。ということでありますので、要は橋梁検査、耐震も含めてで、大正橋を今どんな感じで検査をしていって、今後どういう形でこれを存続していくかというようなところを、今の段階の町の考え方をお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 大正橋の維持管理の件でございますが、大正橋の維持管理につきましては、ご存じかもしれませんが、平成24年の中央自動車道笹子トンネルの天井落下事故、多数の犠牲者が出た事故ですが、その後、道路法が改正になりまして、5年に1度の近接目視点検が法律で義務化されました。そうしたことで、大正橋は、本年度、近接目視点検を実施する予定となっております。この近接目視点検で、橋梁のいわゆる健康診断をするわけですが、それが4段階で判定するわけで、判定が4となると通行止め、通行規制もしくは応急措置を実施した上での修繕するか、また新しく架け替えるか、そして撤去するかのいずれかの措置方針の決定をするような方向になっております。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 現実を帯びたご答弁をいただいたんですが、要するに、5年に1回目視点検をするのを、本年が点検の年ということであって、段階的に1、2、3、4なんでしょうね。4であれば、通行止めあるいは撤去もやむなしというような段階に落ちるということで理解してよろしいんですね。ということであります。

我々としては、大正橋は昔からの慣れ親しんで、ところでありますし、昔は窪川から西土佐まで、バスで4時間か5時間かけて、あの橋を渡って往復をしていた橋でありまして、交通の要衝でもあったわけではありますが、そういう橋が経年をして、そういう憂き目にあっているという状況を、現実には我々、地域としても捉えないかなのかなという感じがいたしております。

これは、結果を待たないけませんので、4になった場合に、通行止めあるいは撤去ということになりますと、またステージでいろいろお話もおっしゃっていただかないかなという感じがあります。それを含めて、先ほど言ったように、この橋は有形文化財ということで登録になってあるわけありますので、例えば想定の話で、4の査定になった場合、撤去というような話になったときに、有形文化財の立ち位置としての大正橋との兼ね合いはどうなるのかを、今の段階で結構ですが、お伺いしておきたいのと、あそこはペンキが非常に剥がれたりして、その横に歩道橋が後で併設されてありますが、歩道橋も非常にペンキが剥がれて、腐食が激しくなっておりますので、そのあたりの手当て、いわゆる有形文化財としての立ち位置で、それが早急にできるものであれば、化粧直しもしてもらいたいことも要望にありますので、地域の要望として、私は今代弁をしているんですが、そのあたりのことについてお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） どういう状況に至るかというようなご質問ですが、先ほども言いましたが、判定結果によっては修繕するか、新しく架け替えるか、撤去するか、選択が必要になってくるわけですが、架け替えになると、当然多額な費用が要するため、厳しい状況ではあるかと思います。しかし、今、議員言いはりましたように、大正橋そのものが、国の有形文化財にも登録されており、また四万十川の重要な文化的景観の中の重要構成要素にもなっております。そういうことを考えますと、今後、まだ判定結果、最悪を想定した場合は撤去になりますが、まだ判定の結果が出ておりませんので、今現在悪いほうを想定するとししました。もし悪い結果が出たとしましても、今言ったような国の有形文化

財、また四万十川の絡みの重要文化的構成要素になっちゅうというようなことを考えますと、最悪の場合を想定しても、最低歩行者程度は通行できるような必要最小限のの修繕工事なんかは実施しまして、本当に歴史的価値の高い3連トラス橋になっておりますんで、現在88歳ですから、そういう偉大な歴史的価値の高い橋梁については、後世に残すような策も、今後いろんな検討をしていきたいと考えております。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） この橋についての町等の考え方、建設課長のほうからお伺いをしました。

結果を待って、その段階でまた討議というか話が、出していきたいなという感じがいたします。ちなみにペンキですね。非常にみすぼらしくなっておりまして、景観的要素ということで、あれは赤鉄橋といって、我々は昔から赤鉄橋、赤鉄橋と言っておりましたが、今は赤じゃありませんので、茶色鉄橋になっておりますが、これも地元の方のよく出るお話。ペンキぐらいは塗れるじゃろうという話なんですけど、ペンキ代、大体今までの過去にそういった橋の修復点検をしたときには、概算でどのぐらいの費用が掛かるという想定を、お分かりであればお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 橋梁の塗装の件ですが、ああいう大きな橋梁の塗装を近年やっては、実情としては四万十町では余り例がないんですけど、もともと旧の国道381号線が、平成6年ごろでしたか上流側にアユ祭り会場の上側に架かっております橋梁とトンネルができた関係で、町道のほうに移管となった後は、町が管理しよるわけですが、たしかプレートなんか見てみますと、塗装したのが、今から22年ぐらい経過しておりますんで、塗装工事が必要な時期がもう当然来ておるわけで、あれぐらいの橋梁になりますと、1橋当たり1,000万円単位の恐らく試算というか見積もり等が出てくるんじゃないかと。塗装するのに非常に危険な状況ですんで、かなり仮設費、塗装代そのものよりいろんな安全面の仮設費が高うついて、かなりの金額が来るんじゃないかと思われれます。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） いずれにしても高額な費用が掛かるということでありますので、国の有形文化財という指定もありながら、そのあたりのところも予算づけ、恐らく町単ではとってもできる話ではありませんので、そういったところも模索していただきながら、景

観にマッチした橋の保存ということも考えていただきたいなというようなことで、お伺いをしておきたいと思います。

以上、今日は三点伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本保君） これで15番中屋康君の一般質問を終わります。

10時45分まで休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番古谷幹夫君の一般質問を許可します。

3番古谷幹男君。

○3番（古谷幹夫君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきますと思います。

今回、私は農業振興とまちづくり戦略という二つの分野での質問を用意したところでございます。農業振興の分野では、農林業センサスに見るわが町の農業の現状ということで、そして、まちづくり戦略のほうでは、平成28年度1年かけて計画されております第2次総合振興計画についての基本的な考え方なりそういったところを伺いたいということで思っております。平成28年度は、第2次総合振興計画の策定年度であるということ意識しての、去年の質問もそういった視点での質問をさせていただいておりますけれども、そういった面も踏まえて、対応をお願いしたいと思います。

特に、今年は四万十町合併10周年ということで、去る3月には盛大に記念式典も開催されたところでございますけれども、私も60歳を過ぎまして、よくつくづく感じるわけですが、光陰矢の如しということが昔から言われておりますけれども、本当に月日のたつの素早さといいますか、それを身にしみて感じておるところでございまして、四万十町も、繰り返しになりますけれども、合併してはや10年という年月がたってしまったと。そして、向こう10年をどう描いていくかという非常に大事な年を迎えておるというように感じておるところでございまして、特に四万十町におきましては、第1次産業を基幹産業と位置付けて、これまでも様々な農林業振興策が講じられてきたと解釈しておるわけですが、その中で、実際にそういったいろんな施策が統計数字の中にどんな形で現れ、またちょっとそこまでは現れていないのか、そういったことを振り返るには、ちょうど5年に1度実施される農林業センサスが、2015年にされたということでございまし

て、そのセンサスの数値をもとに、この10年間の我が四万十町の農業の変遷と現状認識といったものを共有するという位置付けとともに、向こう10年間の農業振興への考え方といったことを伺いたいと思っております。前置きが長くなってしまいましたが、具体的な質問項目のほうに移らせていただきたいと思います。

通告書の項目では、農業振興の農林業センサスに関して、七つの項目を1から順にお示しをさせてもらっておりますけれども、若干ちょっと時間の調整の関係もございまして、お伺いする順番を若干変えらせていただいて、今から三点を一緒に申します。三点について、まずお伺いしたいと思います。

まず一番目は、農林業の経営体数の変遷についてです。そして、五番目の専業、兼業別販売農家数の変遷について、そして、四番目としまして、農産物の売り上げ1位、それぞれの農家の方がどこを売り上げの最重点出荷先として選んでおるかというような観点での統計数字になっておるようでございますけれども、その農産物の売上1位の出荷先別経営体質についてを、まずお伺いしたいと思います。

それぞれの項目で、この10年間の推移の中で、特徴的なことなりそういったことが読み取れるところは、何らかの形であると思いますんで、そういったところを中心に答弁いただけたらと思います。これは、長谷部農林課長の初デビューということで、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） では、お答えをしたいと思います。

まず、一点目でございます。農林業経営体数についてでございます。農林業センサスにおける農林業経営体数とは、農林産物の生産を行うか、または委託を受けて農林業の作業を行う者あるいは作業に係る面積、頭数、その他の事業の規模が、センサスで定める基準以上の農業に該当する者とされておりまして、昨年度に実施されました2015年農林業センサスでは、本町の農林業経営体数は1,493戸となっております。ちなみに、前回2010年、これは5年に1度の調査なんですけど、センサスでは1,768戸でございまして、5年間で275戸の減少となっております。

続いて、五番目の専業別販売農家数についてでございます。専業別販売農家数につきましては、専業農家数は、前回調査時に比較してもほぼ横ばいではありますが、第1種兼業農家が83戸、第2種兼業農家数が168戸の大幅な減少となっております。なお、第1種兼業農家は主な所得を農業から得ている農家であり、第2種兼業農家は農業でない仕事から

の所得が主である農家となっております。

兼業農家の減少が、当初申し上げました経営体数の減少に大きく影響しているのではないかと考えております。

そして四点目、農産物売上1位の出荷先別経営対数についてという点でございます。農産物の出荷先別経営対数につきましては、出荷先としましては、農協、農協以外の集出荷団体、卸売市場、小売業者、食品製造業、外食産業、その他の六つに分類して調査をされております。経営体数が減少しておりますので、相対的に出荷先も減少しておりますが、特に前回調査から減少幅が大きい出荷先は、農協の866戸が703戸へ、163戸の減少、消費者への直接販売の247戸が149戸、98戸の減で、合計261戸となっております、この二つが大半を占めております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） ありがとうございます。

この視点では、やっぱり全体的にこの10年の間で町民の数というか、町の人口も3,000人ほど減少しておるといった、全国的に人口の減少傾向の中で、非常に残念ですけども、やむを得ない一つの大きい流れがあるということは、一つ認識できるわけですけども、そんな中でも、第1次産業を基幹産業とするこの地域においても、特に第2種兼業農家の方の減少なり、それから全体的な経営数も非常に大きい数字で減少しておるというところが、この現実はしっかりと受けとめる必要があるかなと思いますし、また販売先の出荷先1位のところでも、農協を1位と選んでいる農家が減ってはおりますけれども、やっぱり地域農業の中ではダントツ農協を第1位の売り上げの出荷先としておるわけでございますので、地域農業を考えるには、農協とどういう農業振興策をタッグを組んでやっていくかというのは、非常に大事な視点であろうと思っておりますし、また課長のほうからも紹介がありましたけれども、若干気になる動きとしては、直接消費者の販売という数字が、2010年には結構240戸余りあったのが、2015年では140戸ということで、100戸ほど減少しておる。この辺のところは、もう少し深読みもしていく必要があろうかと思っておりますし、またなぜこのことに触れるかと言いますと、昨年始まったふるさと納税の返礼品の関係で、地域の季節ごとにとれる農産物、私は少量多品目なり、そういった表現もした経緯がありますけれども、そういった点での伸ばし方も、一つ農業振興の今までにない視点として位置付ける必要があるんじゃないかと思っておりますので、ちょっとだけ私の感想も

述べらせていただいたところでございます。

そうしたら、次に幾つかの項目を見た中で、どうするかというところに移っていきたいと思いますので、次に、項目の二番目、これは高知県の中でも比較的大きな経営面積を持っておるという地域でありますけれども、そこにおいて、この10年間、どんな推移が見られたのか。そして、それに基づいてどういう方向を見ていかないかのか。そんなところを、まず伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、経営耕地面積規模別経営体数についてお答えをしたいと思います。

経営耕地面積規模別経営体数とは、経営規模別に14段階に区分をされて、調査を行われております。下限が経営耕地なしで、上限は100ha以上というような区分で、全部で14段階に区分されているところなんです、トータルで見えますと、先ほど農林業経営体数でお答えしましたように、275戸の減少となるわけですが、特に部分的に見えますと、30 a 以上50 a 未満のランクが、前回調査より88戸減少しております。そして、50 a 以上1 ha未満のラインの戸数が100戸の減少となっております。つまり、30 a 以上1 ha未満のラインの減少幅が計188戸と、最も大きくなっているということが、見てとれると思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 3 番古谷幹夫君。

○3 番（古谷幹夫君） 0.3ha、3 反から1 町の規模の農家の減少が、2010年との5 年間の中で非常に大きい数字になっておると。また、2005年の10年のところを見ますと、さらにやっぱり大きい農家数の減少があるという実態が示されてきておるわけでございますけれども、この中で一つだけ、私の感じるところは、この10年間の中でこういった面積が2 ha未満層での農家の減少率が片っ方で大きくて、それ以上の農家のところでは、経営規模のところでは、絶対数は少ないけれども、若干増加傾向が見られる。そしてまた、その中で特に10町から20町層で5 戸、20町から30町層、それから50haから100ha層、それぞれで各1 戸という統計数字が出ておるということで、規模で見ますと、よく言われる2 極分化、一定の規模を境にして、小さいところは減少傾向が激しいし、それよりも大きいところは、絶対数は少ないけれども、率で直したら、全体の割合は大きくなっておるということが見てとれると思いますし、そうしたら、減少しておる農家の土地の受皿はどこかと

いうことが、これから考える上で、一つ大きい視点になってくると思いますが、幸い、四十町の場合には、県下でも抜きん出て集落営農の組織の数であるとか、またそのここ1年の間で五つの組織、法人にも設立もされましたし、また旧の窪川町エリアを対象としております支援センターという組織体が、約100町ほどの経営面積を担っていつておるということで、一定そういった守るという位置づけの受皿というのは、ほかの市町村よりはかなり整備されておると思いますけれども、ここの役割というのが、今後一層大きくなってきておる所でございまして、また後ほどの今後を考えるところで、そういった課長なり町長の所感なりをお伺いしたいと思います。

予定の順番をまた前後しとったところがございまして、次には販売農家、何を言っても販売高をしっかりと稼がんと、なかなか業というのは手広くしていけんということもございまして、ちょっとすみません、前後しました。

次の項目は、就業人口です、年齢別の就業人口、よく少子高齢化なりという言葉が枕詞のように言われますけれども、そういった実態を数字で見たときに、どういう推移をしておるのか。そういった視点からの読み取りを聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、お答えをいたします。

六番目の販売農家数における年齢別農業就業人口についてでございます。販売農家数における年齢別農業就業人口につきましては、13段階で区分がされておまして、下限が15歳から29歳、上限につきましては85歳以上となっております、その間で、13段階で区分がされております。中の内容を詳しく見てみますと、30歳から34歳の区分と、40歳から44歳の区分で、それぞれ14人と11人の、若干であります、増加が見られました。その他の年齢区分では、総じて減少しておるわけなんです、特に減少幅が大きい区分が70歳から74歳の169人、75歳から79歳の70人の減少でございます。

また、就業人口年齢が一番多い区分が75歳から79歳でありまして、こちらは356人がこの区分で就業しておるわけなんです、高齢化による販売農家数の一層の減少が懸念されております。また、参考までに80歳から84歳までの就業者の数も254人カウントされております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） わかりました。

それぞれの数字のところは、ずっと頭に入るほど落とし込みができていませんけれども、一定私もそれなりのセンサスの数字を勉強させてもらって、この場に臨んでおるわけですが、特に私が全体的に感じたのは、若い世代がやっぱり少ないよと。これはどうしても、地域農業の持続という視点からは、この点については町の人口構成と同等以上に、農業も非常に深刻な現実と直面しておることが当然あるわけですが、そしてもう一つは、高齢という事態が、この10年間で見ても、5年間で見ても、一般職種以上にこの部分は進んできておるということも、しっかり受けとめる必要があると思うわけです。

特に2005年のセンサスの問いかけでは、75歳以上の項目でもうひとからげ、それ以上の人は数字としては一緒の調査票であったようですけれども、2015年の調査票では、ここは課長も言われましたけれども、80歳から84歳、85歳以上というような項目での調査もされておるということで、ここにも大きい数字が全体の中で占められておるわけですが、特に75歳以上のところで見ますと、2005年に比べて2015年というのは、24.6%が30数%ということで、高齢者の方が今でも元気で頑張っていて、農業にいそしんでおられる姿は、やっぱりある面見ないかんところやと思いますけれども、そういった事態があるわけですが、若い層のところは、特に大きい手当策がなかなか、投資額も一様ですし、そういった具体的な対象の方も慎重に探っていくかないかんという課題があって、おいそれとは行かんと思います。

それと、もう一つ別に、高齢化という問題を、当然厳しい面はあるわけですが、もう一つ広い面で高齢という問題を見たときに、私は違う見方もできるんじゃないかと思うわけですが、いわゆる75歳以上は後期高齢者という変な位置付けをされるようになっていますけれども、まさにこの農業の分野においては、75歳以上で、まだ現役で農業にいそしんでおられる方が多数おられると。2015年で、もう34%以上の人の数字が、こういうところにかかわっておられるということを見たときに、実は私の尊敬する東大名誉教授の今村奈良臣さんという方がおられるわけですが、この人も今90歳を過ぎて、現役で活躍されておられる方ですが、この方が最近出された「私の地方創生論」という本やっただと思います、文協からの出版の中で、高齢者の方を高齢技能者、年齢は確かに加齢が加わっておりますけれども、優れた技能を持っておる方やと。高齢技能者と呼んで、特に農村の高齢者については、単に年齢を重ねてきたのではなくて、知恵を技能、技術などを頭から足の先まで五体にすり込ませて生きてきた人たちであるという表現をされておるま

して、そして、その持てる知恵と技能を地域おこしに、とりわけ農業生産活動に生かしてもらいたいという主張をされておまして、私も非常に共鳴をしておるところでございますけれども、農業の今までと違う、特に所得を上げていくという視点だけでなく、これからの視点の中に見ていかないかん視点というのが、ここに表われているのではないかと思いますけれども、農業は生涯現役でびんぴんころりといった表現もされるわけですが、そういった視点で見る農業の広い裾野があるよと。このことは、高齢化を迎えた中で、特に医療費の高騰という地域の財政にも非常に重くのしかかってきておる現実の中で、できるだけ元気で農業の現場に携わっていただいて、いろんなそれなりの生きがいも兼ねた作業を楽しんでいただいて、直売所に出荷もして、お孫さんにお小遣いをあげて喜んでもらえる。そういった役割を担っていくことで、元気で長生きにつながっていくこともあると思いますので、やっぱりこの視点も一つ加えていかないかん視点でないかなと思ったところでございますので、また後のほうでまとめの質問のところでお伺いをしたいと思います。

それから、次に販売規模別、農業の場合も、当然全体的には農産物を生産して、その売り上げを中心にして、それが全体の収入の主体とは、先ほど言われました第1種兼業農家であり、従と要する方が第2種兼業農家ということになるかと思いますし、専業農家の方は大部分、半数以上を主業農家という表現をされるようですけども、所得の50%以上を農業から得ておるとというのが主業農家というまた別の表現もあるようですけども、そのことを考えたときに、この地域で実際にどういう販売高のランクによって、その農家の方がどんな構造になっておるか。そういった視点を見るときの数値として、販売規模高別の数字があらうと思いますが、その点について紹介をいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、お答えをいたします。

農産物販売金額規模別経営体数につきましては、こちらのほうは販売金額規模別に16段階に区分をされて、調査が行われております。下限のほうが販売なしで、上限5億円以上となっております。5億円以上の該当者は、今のところ本町にはおらないわけですが、こちらも部分的に見てみますと、販売なし経営体数が、前回調査よりも90戸減少しております。同様に、販売額が50万円未満の経営体数が同じく63戸の減少、続いて販売額が50万円以上100万円未満の経営体数が62戸の減少、販売額100万円以上200万円未満の経営体数が47戸の減少となっております、一番大きいのが、販売なしから販売金額200万円未満の

トータルの減少人数でございまして、こちらは262戸となっております。販売なしの経営体数の減少というのは、恐らく自給農家の減少ではなかろうかと分析しております。

一方で、1,500万円以上の販売金額がある経営体数については、こちらも若干ではありますが、15戸の増加というのも見受けられます。

農業産出額の推移につきましては、実はセンサスでは直接の該当項目がありませんので、農林水産省の統計データを引用しております。直近のデータは平成26年度となっております。こちらは、実は高知県の総産出額となっております。こちらは26億円となっておりますが、ここ数年間、余り大きな変動のほうは見られてはおりません。市町村別の総産出額につきましては、2007年度から調査のほうが行われておりませんので、最終公表が2006年となっております。

農産物の品目も多少の順位の変動はございますが、大体上位20品目ぐらい、特に大きな変動は見受けられませんでした。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） わかりました。

販売高で見ると、それぞれの全国統一の中で設定された金額ごとに、どのぐらいの農家の方が位置しておるかという調査の仕方があるわけでございますけれども、言われましたように、販売高で200万円未満の農家の方が減少が非常に大きいと。それは、ある面止むえないのかもわからんですけれども、第1次産業としっかり基幹産業の一つと位置付けたときに、できるだけこういった方も今の現状販売高をちょっとでも増やしていく取組をしていただきたいと思いますし、そういったところに細やかな農業振興策は、国の施策の中では基本的にされない層になろうかと思っておりますけれども、地域にとっては、1人でも多くの農家の方が農業にいそしんでいただいて、ちょっとでも売り上げを上げていく品目構成なり、農業経営の分類といいますか、農業経営のモデルなりといったことも、大きいモデルハウスのような、今回できた国の施策のようなことももちろん当然必要なわけですが、そこも大事ですが、多くの農家の方に着目した視点は、地方独自の施策ということのを抜きにしては語れないと思うところでございまして、ぜひそういう視点が必要でないかということをまず第一に、全体の数字の中で私の感じたところでございます。

そしてもう一つ、私は決して小さいところだけ言っているのではないわけですが、この10年間の動きの中で、課長もちょっと触れていただけたと思っておりますけれども、今

までにない超大型の農家あるいは経営体という解釈をしたほうがよろしいかと思えますけれども、が出てきておると。それは、2005年では1億円から3億円の販売高に位置付けされた方と言ったらいかんのかも、言葉でいえば経営体の方が1経営体だったようでございますけれども、2015年の統計数字によりますと、1億円から3億円の販売高の経営体が4経営体、そして3億円から5億円の経営体が2経営体ということが出てきておるということで、こういったまだ国の施策にある面合致したといいますか、強い農業といった国際競争力の、立ち向かうというようなことに対応する農家層も、当然おるという解釈をしておるわけですし、この方たちにも今まで以上に頑張ってくださいとともに、販売高のところでは、もっともっと様々な販売高アップに向けての取組をしていただきたいと思いますし、そういったところへの支援策、国の支援では届かない支援策に、私は町の農業振興策というのの力を注ぐ必要があると思えますし、農家からもそういったところが期待されるところではないかなと思っておるところでございます。

この数字で、若干もう一つ進めてみますと、販売高500万円から700万円層も、1,000万円から1,500万円層も、結構激しい減少をしておるわけですが、1,000万円以上の販売高を上げておられる農家の方が、全体では2005年には6%強のようでしたけれども、わずかではございますけれども、2015年には8%ということで、販売高という視点になりますけれども、地域の勤め人の所得以上に上げておられる農家経営体も、しっかりここで頑張っておられるということの現状が理解できると思えました。

また、もう一つ触れさせていただきますと、四万十町の農業の現実というのは、先ほどから出ている少子高齢化であったり、国と同じようなマイナス面を見た現象も当然見られるわけですが、そうでない、この地域には、高齢になられても一生懸命頑張っておられる農家の方が多数おられますし、また販売高でもダントツ、国の施策に沿うようながちがちの強い農業に邁進されておる経営体も出現もしておりますし、多くの方はそれぞれの経営規模なりのところで一生懸命頑張っておられるといった実態を、この統計数字をさらに深読みしていただいて、町としての振興策、施策、応援をぜひしっかりと見出さずして、次期の農業振興策、総合振興策の中にも反映させていただきたいと願っておりますけれども、そういった点も踏まえて、自分の主張を言い過ぎてきたけらがあるかも分かりませんが、今紹介いただいた農業センサスに基づくこの5年間の窪川地区の農業の歩み、現実を見て、どういうこの地域の特徴、そしてまたそれをもとに、この地域の向こう10年間の農業振興をどういった視点で検討していくかといった点に

ついて、現時点での、4月に農林水産課長になったばかりの課長の、今までに捉われんことも踏まえて、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、今後の農業振興について、少しお話をさせていただきますと思います。

現在の国の農業基本政策というのは、TPP対策の平成27年度の大型補正予算もございましたが、事業としては多様なメニューがございます。ただし、導入するには一定のハードルもありまして、容易に活用できないのが実情でもございます。

事業内容の大きな目標におきましても、担い手への農地利用の集積・集約化の加速、国際競争力のある産地への転換、畜産酪農の収益力強化等が、強く掲げられておりまして、より大規模化の側面が多く見受けられます。しかし、一方では、本町を含む国内の中山間地域の耕地面積というのは、全国の耕地面積の4割に及ぶと言われていています。そういった中山間地域では、国が進めております集約化や規模拡大の政策の要件に当てはまらないケースというのが、多くあるかと思います。これは、議員ご指摘のとおりでございます。

そのため、本町においては、まず伸ばすことが可能な取組については、現在、国・県の事業を積極的に活用していきたいと考えてはおりますが、それ以外の取組として、担い手への農地の集約化は、県下一の組織数も誇っておりますので、本町の集落への一層の支援等は進めていきまして、この支援の推進によりまして、法人化の推進等で持続可能な集落営農を目指す取組、また集落内での耕作放棄地の拡大の防止にもつなげていきたいと考えております。

また、最重要課題であると考えております新規就農者の確保と育成についてでございますが、町と関係機関が就農相談窓口として情報発信に努めて、就農準備段階での支援、そして就農開始、定着に向けて一定の成果が見られるまで、サポートを行ってまいります。

そして、山間地の耕地も多く、条件不利地での経営体の減少も危惧されております。関係機関との協議を進め、集積が難しい地域での効率的で収益性も期待できる取組も検討していきたいと考えております。

また、議員からもお話がありました、本年度は町の振興計画の更新年でございます。本町の農業政策及び主要な施策についても、見直しを行う予定でございます。四万十町の農業を振興あるいは守っていくためにも、次世代への人材確保を始めさまざまな施策を講じる必要がありますし、計画への位置付けも必要であると考えております。国・県の有利な

事業導入の検討は当然のことですが、それに乗れない、活用が困難な事例も多く存在していることも認識しております。町の財政のこともありますので、時期など具体的にはなかなか明言はできませんが、町独自の振興事業の創設等も視野に入れて、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3 番古谷幹夫君。

○3 番（古谷幹夫君） ありがとうございます。

まさに全体的に網羅した取組は、どうしても避けて通れん課題やと理解をさせていただきました。また、新規就農者の確保というの、持続というサステナブルといいますか、そういう視点からは非常に大事な要素であるわけですが、ただ、この新規就農者の確保で捉えたときに、今の、特にハウス園芸というのは、投資額が非常に大きい。特に非常にがっつりした、台風、風速35mにも耐えるような耐候性ハウスとか、つい最近できたああいう施設は、もうとにかく投資額、レンタルで対応するにしても、投資額が非常に大きい、多額を要するといったところへの新規就農者のハードルが非常に高い。レンタルは50数%の手当てができたとしても、まだまだ通常の今までの耐候性ハウスでいきましても、やはり10aで自己資金が700万円から750万円ほど必要になってくる世界もあるわけですので、そういったところへの手当てが、補助金だけでもないですけども、どうやって捻出していくかという視点も非常に大事なところと、そして、私が議員になっての何回かの一般質問の中で、露地品目にも、県下でも有数な広い農地を持っておると。1haの比較的小さい規模の農家の方も多数おられると。そういった方が手軽に取り組める。また、新規就農者の方も、先ほどの年齢構成の中でも、規模的なところでも、リタイアといいますか、表現としてはちょっと問題があるかもわからないですけど、農地が余ってきいておるといのか、農地として活用するだけの人が確保できにくい状況になっておるわけですので、比較的資本も少なくて取り組めるところから、徐々に蓄積をしていって、一定の経営の柱にハウス園芸を取り入れていくという視点も、ぜひ必要やと思うわけですので、長谷部新課長には、今述べていただきました視点を、さらにこの統計数字を深読みをしていただいた中で、担当課としての提案もしていただきたいと思います。

ちょっと時間的な配分もございますので、次に、分野では二番目の第2次総合振興計画について伺いをしたいと思います。

中尾町長にも任期の折り返し点にさしかかったということで、今後の町政運営に向けて、どう中尾カラーを具体計画の中に反映していくかということがより問われてくると思うわけでございますけれども、特に28年度は総合振興計画の策定年度ということで、10年先の四万十町のあるべき姿を、みんなの民意をくみ取りながら、英知をここに落とし込んで、道しるべとなるしっかりした計画書にする必要があると、きわめて重要な年度を、それぞれの立場で迎えておるという認識をしておるわけですが、この件に関して、特に第1次総合振興計画は丸10年がたって、当然それをまずベースに考えられていくと思うわけでございますけれども、第1次総合振興計画の中では、基本構想、基本計画、実施計画という三本柱で構成されて、財政の面も含めると五つの理念、一つは人と自然が共生する持続的循環型の地域社会づくり、二つ目として人が元気で生き生きしている地域づくり、三つ目として人ともものが動き輝いている地域づくり、そして四つ目として地域内外の交流・連携が活発な地域づくり、それと行財政運営の方針という五つの基本理念のもとで、主な施策という体系で取り組んできたわけですが、この計画に基づいて、この10年間、こういったところは実施計画目標値を上回り、また積み残したところがあるなり、そういったことをしっかりとした総括をすることがまず大事やと思うわけですが、その視点から総括の方法、時期なり、そういった面を中心にお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 今、議員おっしゃられました第1次総合振興計画は、四万十町が10年前に発足しまして、最初の10年間でどう進めていくかということでつくられた、合併後、平成19年になりますが、このときに今年度平成28年度を最終年度とする計画としてつくられたものです。この計画につきましては、キャッチフレーズを「山・川・海、自然が、人が元気です、四万十町」ということで、自立と共生のまちづくりということで取り組んでおります。

この第1次振興計画が本年度で終了ということで、町のほうでは、来年度平成29年度を最初の年度とする今後10年間の計画のほうを、今策定に向けて準備をしておるところです。これにつきましては、昨年度より取り組んでおりまして、第1次振興計画の総括のほうをまず最初にやっております。第1次振興計画につきましては、これまで取り組んできました振興計画の施策の各分野における住民の満足度や考え方につきまして、昨年度、住民アンケート調査を行ったとともに、JA等の各種団体につきまして、ヒアリングの実施に

よりまして、これまで行ってきました施策に対する住民満足度や重要度の分析等を行っております。

また、行政内部におきまして、第1次総合振興計画の主要な施策という分野がありますが、この分野ごとにこれまでの取組を評価して、施策の大綱別に総括を行っているところで、その結果を地域の計画に反映していきたいと考えているところです。

現在におきましては、来月7月に開催を予定しております第2次総合振興計画の審議会のほうに諮問する計画素案を、行政内部で取りまとめておりまして、庁内で検討を行っているところです。その検討に当たりましては、先ほど言いましたこれまでの取組の分析、また第1次総合振興計画策定以降の社会潮流の変化、また昨年11月に策定いたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえるとともに、現行計画の総括によりまして把握した課題等に対応するべく、各課において具体的な方向性の検討を行っているという状況になっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 理解をしました。

総括は、去年の段階でもう実施をされておるという解釈ですか。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） はい。去年の段階で、住民アンケートとかヒアリングで現状を調査して、その後に総括を行ってきたというところです。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 私の勉強不足かも知れませんが、その総括の内容なりというのは、何らかの形で公表なりされておるわけでしょうか。その点についてだけ伺います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 特別に総括として公表はいたしておりません。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） いろんな事情もあろうかと思いますが、やはり位置付けをしっかりとすることで、そこでこぼれた、見落とした部分も、また住民の声として浮かんでくることも十分あると思いますし、また、去年3月、私が議員になって初めての議会のときに、まち・ひと・しごと地方創生戦略づくりの中で、国の示してきたKPIという表現、

キー・パフォーマンス・インジェクター、一つの目標数字をしっかりとおさえて、それが達成したかどうかをPDCAサイクルでチェックしていくという取組を、いち早く第1次振興計画の中で、完全とは言わないまでも、四万十町のカルテ、そして四万十町の数値目標ということで、それぞれの分野ごとに掲げて取り組んできた経過があると見てきてきましたので、ぜひ数値目標なりそういったところは、何らかの形で、全てを網羅ということにはならんかと思えますけれども、数値目標がこの10年でどこまで進んだか。また、積み残しておるところがどこにあるかということは、広報なりそういったところで、一定可能な範囲の状況を流していただいて、次の項目とも関連しますけれども、住民の意見公募という場面もとられると思えますので、意見公募がより出やすいような状況づくり、環境づくりというのは、初めての振興計画への取組であれば、そこまでなくても構わんかもわからんですけれども、第1次という10年のしっかりと位置付けで取り組んできた。これは、いろんな模索の中で、いろんな課題を持ちながら取り組んできたということは理解をしておりますので、そういったことをつづさに住民の方にも解禁というか情報開示をして、さらにそのことによって、この視点でも、住民、行政、それから議会の三つ、そうした方が協働でキーワードを掲げて進んできておりますので、それを実現するにも、そういった取組を求めたいと思います。これは、後のほうで、町政への考え方なりも含めて、追加でお聞きしたいと思いますが、そういった中で、総括についてもできるだけそんな考え方をしてもらいたいということと、スケジュールをお聞きしたいと思うわけですが、先ほど、この7月に、前回と同じような審議会を立ち上げるというのですか、審議会のところに素案を投げかけるという回答をいただきましたけれども、それも含めて、策定に当たっての、現時点で分かっている策定のスケジュール、主だったものをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） スケジュールというご質問だと思いますが、すみません。先ほどの総括のことについて、先にちょっと言わせてもらいたいんですが、総括のとり方を私のほうが勘違いしていた部分がありまして、私の言いました総括というのは、この第2次総合振興計画を今回つくっていくに当たって、第1次総合振興計画の反省点とかこれまでの結果、第2次総合振興計画をつくるための見直しを行ってきたということでございまして、今年度が第1次総合振興計画最終年度でありますので、最終年度が終わった後は、きちんとした形で総括として、住民の皆さんにも当然公表しなければいけないとは考

えております。先ほどの言いましたことは、単に総合振興計画をつくるための第1次総合振興計画の反省を、行政内部で行ってきたということでございます。

続きまして、第2次総合振興計画策定のスケジュールでございますが、現在、先ほど言いましたように、庁内組織であります総合振興計画本部会という組織があるんですが、そこで素案の確認や調整を行っておりまして、7月に開催予定の審議会のほうへ、行政内部でつくりました計画素案を諮問する予定で、今、作業を進めているという状況です。今のところの予定では、7月に審議会へ諮問いたしまして、9月末を目安に審議会のほうで協議を行っていただくというスケジュールを考えておりまして、答申をもらった後、その答申に基づき、計画内容の見直しを行った後、11月上旬にかけて、意見公募手続、あと住民説明会等を開催する予定としておりまして、最終的には12月の町議会定例会のほうへ提案したいと、今考えているという状況です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） わかりました。

総括のところも、今年まだ最終年度ということでありませんので、当然総括と次期の総合振興計画、同時進行で進んでいかないかんということで、非常に大変な作業をされておると、ご苦労さまですと申し上げたいですけれども、そこで、できる限り住民の声を聞ける、住民の声を吸い上げるような仕組みというのは、非常に大事なところやと思いますので、作成スケジュールも粛々と進められておるということでございますが、この中で特に、審議会の構成というのは、前回と同じような構成なんではないかと、一つだけ簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 今回の審議会の構成になりますが、この審議会の委員につきましては、実は昨年度策定いたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の委員のほうも兼ねていただいております、人数でいきますと19名ということになっておりまして、今回は、前回の委員より幅広い、国のほうが総合戦略におきまして幅広い分野の人材をということがありましたので、産業団体でありますとか、行政機関、学識経験者、教育機関、金融機関、メディア等、幅広い委員の構成にはなっております。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） わかりました。

また詳しくは、9月の議会なりそんなところでもまたお伺いしたいと思います。

時間があと3分ほどになりましたので、最後の質問項目に移らせていただきますが、本当はここでもっと時間をかけないかところなんですけども、昨年27年度に策定をされました四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の審議の過程の中で、議会として、昨年9月17日付で、四万十川の再生と地域資源をフル活用し、人、食料、エネルギー自給率日本一を基本理念とした地域循環型のまちづくりを提言するとして、四万十町まちづくり政策提言書を提出したわけでございますけれども、これについては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中には、特に時間的な制約もあったのでしょけれども、余り内容が反映されたようには、私は理解してないわけなんですけども、今回、町の最上位計画である第2次総合振興計画において、議会からの提言書に基づいた内容を、どう反映していくおつもりであるのかを、これは町長の考え方としてお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

ちょうど先だっの提言を含めて、それぞれの委員会からも昨年2回の提言をいただきました。その中で、ちょうど私の公約でもありました、いわば人材育成とか様々言われました。今回は、地域の特性を生かした循環社会の中で、人、ものが動くと、活躍できるという視点の提言書だったと思います。まさに、私自身の公約は当然粛々とやる方向性で考えておりますけども、とりわけこの10年間の歩みをしっかり整理したいと思います。10年となると、やっぱりもっとさかのぼって我が四万十町は本当に今までのやり方でいいのかどうか。これは、本当に大事な部分だと思います。

先ほどだんだんに議員のほうからもご提言がございましたが、農業政策にとってもそうです。ですから、やはりこれは今まで、私も含めて、営々とこの地域をさまざまな部分で担っていただいた方々の結果だと、自分自身は思っています。ただ、今後10年においては、そういった町のリーダーシップとして、行政がしっかり担うと。しかし、そこでやっぱりプレーヤーは住民であって、農業者であってという視点をしっかり大事にしていきたいと思います。

その中で、提言については、本当に私も自分自身の公約にもリンクをしておりますので、ぜひこれはもっともっと深読みさせていただいて、また議会の意見もいただきながら反映していきたいと思いますが、何はともあれ今までの私たちの意識も、今回は非常に変えないといけない時期だと思いますので、現在、地域座談会の意見も含めて、そういった意見も踏襲して、総合振興計画に反映していきたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（橋本保君） 3 番古谷幹夫君。

○3 番（古谷幹夫君） もう発言時間はないわけですけども、一言だけ10年後の四万十町のあるべき姿が、1 次よりは今度の 2 次の中で、より具体的に住民に描けるような内容を、ぜひ今の町長の答弁の考え方をもとに、反映されていくことを祈念させていただきまして、ちょっと時間オーバーになりましたけども、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで 3 番古谷幹夫君の一般質問を終わります。

ただいまから昼食休憩に入ります。午後は 1 時からとします。

午前11時46分 休憩

午後 1 時02分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番橋本章央君の一般質問を許可します。

1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今議会には、何点かの一般質問を用意しておりますけれども、その中で浸水対策については、先ほど議員からの質問があり、答弁を受けて分かりましたので、その点については、今回については割愛させていただきたいと思います。

それでは、防災の危機管理、震災対策についてから質問を始めさせていただきます。

去る 6 月10日に、政府の地震調査委員会は、今後30年間で震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率を示した全国地震動予測地図の2016年版を公開しておりますが、その中で、南海トラフ域で確率が70%から73%に上昇と発表をされております。このような中で、津賀ダムにおいては、耐震について電力会社からの報告は、どのような報告を受けているのか。その点について、まずご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えをいたします。

まず、津賀ダムの耐震性の報告につきましては、5 月末に四国電力中村支店から受けております。その際の資料につきましては、今月 6 月 3 日、6 日に、大正・十和地域で、四国電力が津賀ダム下流域の主に区長さんでございしますが、対象にして開催しましたダム管

理懇談会で説明した資料です。また、先週でございますが、四国電力中村支店のほうから、本庁舎のほうで、大正・十和振興局長並びに危機管理課長とともに、その資料をもとに説明を受けているという状況でございます。内容につきましても。

その際に、報告内容でございますが、一応耐震性についてというところでは、大きく二点になりますが、報告を受けました。まず、平成17年3月に、国土交通省から示されました大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）に準拠しているという点でございます。この指針は、南海トラフ大地震のようなレベル2の地震振動に対しまして、所要の耐震性能が確保されていることを確認するという目的で行うものとされています。次、もう一点は、四国電力が専門業者に委託して実施しました動的解析の結果でも、十分な耐震性があるという報告を受けました。この動的解析というものは、想定しました地震に対する構造物であるダムの揺れ方を把握するために、構造物をモデル化し、想定した地震の揺れを計算機上で入力して、解析を行うというものでございます。

このような点から、津賀ダムは南海トラフ大地震のような大地震に対する耐震性が確保されていることを確認したという報告を受けたところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 耐震性にそのような報告を受けたということですが、この報告を受けて、町はどのような判断をしたのか。それについて答弁を願います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

その報告の信頼性ということでご質問をいただきましたが、先ほど説明した確認状況とともに、基本的に津賀ダムの下には活断層はなく、固い岩盤上に設置されている点、そして、これまで発生した兵庫県南部地震、東日本大震災から熊本地震、それらの大規模な地震によっても、安全性に影響を及ぼすような被害は発生していないということでございました。また、津賀ダムの保守点検管理につきましては、通常時の巡視点検の実施、そしてダム監視委員による監視、地震が起こったときには臨時点検を行うなど、定期的な巡視点検によりまして、保守点検にも万全を期しているということで、報告を受けたところでございます。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） そのような報告を受けて、町はどのような判断をしております

か。町から安全宣言と受け取っていいですか。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

関連事項ということになりますが、町としましては、津賀ダムの耐震性の調査ではなくて、仮に大地震等の災害によってダムが破壊された場合、貯水の流出が下流域の地域に対して氾濫等どのような影響を与えるかというところを調査しております。平成23年度に実施した津賀ダム洪水解析検討業務の結果としましては、抽出された3地区の田野々地区、江師地区、大奈路おうなる地区では、当然のことでございますが、水位は上昇し、大奈路地区の西ノ川橋では、橋げたの下ですが、約2.3mまで上昇するということになっておりますが、3地区とも住宅地への浸水はないという報告を受けています。当然、津賀ダムの耐震性が本当に大丈夫かという点で、先ほどからご説明しました電力側からの報告のあった調査根拠や、これまでの大地震においても安全性に影響がなかった点、津賀ダムの日常的な保守管理をしている状況や、町が行いました洪水解析検討業務の結果なども含めまして、現段階では津賀ダムの耐震性は確保されており、大きな被害はもたらさないものと判断されるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 耐震性に問題はないということですが、例えば四万十町でも、志和地区あるいは興津地区の沿岸部において、大きな地震が起きたというときには、家屋の倒壊から免れて、お、助かったねと言うた次の段階に考えることは、津波は来りゃせんか、高台へ逃げないかん。これは、一連の刷り込みとして、ずっと今までやってきたことです。この津賀ダムが決壊をしないということになりますと、下流域の人たちはそういう想定をしないわけですね。仮に決壊するかもしれんということなら、命が助かった次には、あのダムから水が来るかもわからんという想定のもとに、行動を起こすはずですが、本当にそれで大丈夫なんでしょうか。昭和15年ごろから建設されたと思っておりますが、そのころ、耐震に対する考え方は、本当に問題なかったんでしょうか。これは別物ですけども、建築基準法では、昭和56年、そのときに家屋の耐震について法制化がされております。それよりさかのぼること何十年前に、そのことを想定した構造物ができておったのか。その点の判断については、どのようなお考えでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

議員のおっしゃいますように、津賀ダムにつきましては、運用を開始しまして72年が経過しておるといところです。その中で、コンクリートの劣化でありますとか、そういう部分も懸念がされるところでございますが、それにつきましても、四国電力のほうとしましては、十分な調査をしている。例えばコンクリート壁にボーリング調査を行うとか、それからコンクリートをコアの状態に抜きとって、その強度を解析して、それぞれの解析調査をかけているとかというような形で、十分な調査もしているといところを聞いております。

また、建築基準法ということでございましたが、先ほど申しました平成17年3月に国交省のほうから出されました大規模地震に対するダム耐震性能照査指針につきましては、十分これに耐え得る構造になっているという形で、電力のほうからも報告を受けているといところでございます。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 検査結果の信ぴょう性についてお伺いしたいのですが、どのような部分でそのことを真に受けたと言ったらおかしいのですが、そういうように信じているのか。企業というのは、一つの生命体、我が身を守るためには、ときには人命をも軽々に扱うということは、公害問題やその他様々な偽装問題、データの改ざんということで、歴史が物語っております。近いことと言えば、身近なことと言えば、この四万十町の庁舎、免震装置が設置しておるにもかかわらず、データが改ざんされたものが使われております。こういう状況が、つい最近でもあるのに、昭和初期に造られたものの、本当にしっかりと計算上大丈夫なものの上に造られておるのかというのは、非常に疑わしい気がいたします。

それと、重力式のダムで、地盤の本当に強い所へ造る場合には、中が空洞になった重量式でやるそうです。これは、先日説明を受けたところですが、この場合は、全部中身まで詰まった、コアまで詰まった動式でやっとなというのは、多少地盤に不安がある現われだと思っておりますが、これらについての、検査結果の信ぴょう性あるいはデータの改ざんはないのか。企業の言うとおりに真に受けて、安全宣言を出していいのか。その点について、再度ご答弁を願います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

繰り返しというところもございますが、この調査報告の信ぴょう性という中では、まず全国的には、電気事業連合会によりまして、それぞれの電力会社のほうがダムの関係で耐震性が十分出ている。そして、それを確かめるための調査研究をこういう形でしているということで、公式に発表もしている部分もございます。そういうところでも、十分に説明を受けたところでありまして、今現段階の部分では、電力側の報告を信用するという形にあるところです。

また、重力式ダムの設置場所ということでお話もありましたが、電力側のほうとしましては、言われましたように、地盤のほうは強固なところに建っていると。そして、重力式ダムという特殊な構造でございますので、それ自体が強度を持っておるということで、そういうお話も受けたところでございます。

そういうところを評価しまして、総合的には現段階では十分に耐震性があるという報告を受けておるというところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） もう 1 回だけお願いしたいのですが、熊本地震も見ていまして、地震学会の専門家ですらどれが本震か分からないような余震、こういうものが数多く発生しております。1 回耐震性はあったとしても、これが繰り返し余震によって揺らされることによっても大丈夫と判断できるだけの数値であったのか。その点の判断について、答弁をお願いします。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） ご質問の答えにはちょっとならないと思いますが、専門的な数値的なところでも、報告も受けたところでございますが、何分私のほうが専門的知識を十分に有していないというところがありまして、細かい数値に対する強度がどれだけあるとかというところまでは、十分に承知していない。相対的なところで報告を受けたという部分でございます。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） それでは、津賀ダムの件については、以上で質問を終わります。

引き続き震災対策として、孤立が予想される地域、集落の対策について問うという質問に移りたいと思います。

これについては、県が発表している道路警戒情報によれば、緑林公園からと十和支所までは、最初の段階では6.3日予定されておりましたが、先だって窪川土木の県のほうへ行って聞いてみますと、1.5日にはなったとか、そういう短縮されたということもあります。その中で、ほかにも旧広井小学校までは7.2日、古城小学校までは36日という数字が出ております。これは、道路が開通をして、何とかでも通れるようにするのにこれだけの日数がかかるという判断をされております。古城地区の36.1日ということを基準にすれば、やっぱり大道地区や地吉地区や戸川地区、下津井の奥まった所には、それ相当の時間を有する。また、どうしても主要な所から先に手を付けるはずですので、孤立した集落が、時間が相当長く掛かる。長い間孤立するという現実が待ち受けておるのではないかと思います。これらの対策について、どのような対策をとられていくのか。この辺について答弁を願います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） お答えさせていただきます。

本町では、土砂災害や南海トラフ地震などによりまして、交通手段等孤立状態になることが予想される所というのは、大変多くあります。また、南海トラフ地震による県の道路計画によりまして、先ほどありましたが、災害対策本部となる本庁、それから大正、十和地域振興局のほうでも、道路警戒計画では、先ほどありましたが、大正のほうで4.2日が、今度の見直しで1日ぐらい、十和のほうで6.3日が大体1.5日から1.3日ぐらいというところになっておりまして、県のほうも381に関しましては、再度調査して、警戒日数もちょっと縮小しているところでございますが、まだ調査の入っていない国道から入った遠い地域につきましては、長期間の道路警戒もされる日数が掛かるという状況になっております。

孤立対策につきましては、防災計画のほうにも上げておりますが、根本的な土砂災害等の防止工事、道路の改良等の対策は別といたしまして、孤立を想定した場合の対策については、通信手段として災害対策本部、両地域振興局等への衛星電話の整備、デジタル簡易無線の配置、それから消防署や消防団につきましては、消防用緊急デジタル無線や簡易デジタル無線の整備を行っております。また、本年度の事業としましては、情報源となる屋外放送やテレビ、インターネット、携帯電話等の機能が遮断された場合の対策として、避難所のほうへラジオの設置も計画しているところでございます。そのほかにも、集落の孤立対策では、安否確認や負傷者への対応、生活物資の確保、災害対策には、自主防災組織

の活動も大変重要になってきております。避難所の運営マニュアルの作成は、現在一部で行っておりますが、そのような対策、それから資機材の整備、地域とも連携して、孤立対策を含めた自助対策、防災対策の強化を、今現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 道路警戒情報が、県が見直した根拠、これだけ日数が短くなった根拠について、直接聞いてみたんですが、地元の建設業者と災害時に重機を出してもらえる契約が結べたというお話で、これだけ短くしたというものですから、ちょっとおかしいなと思って、今は災害が起きると準備して待ちゆうわけじゃないけん、山奥に配備されておるか分からん。それなのに、何でこんなことができるがですかと言ったら、だんだんだんだん答えに詰まってきたというような状況で、ちょっと信ぴょう性も、これこそ疑わしいなという意味で見えております。といいますのは、ちょっと雨が降っただけで、現在、通行の、片側通行になっておる二双茶屋の近くとか、そういうところがたくさんあるわけですね。そうすると、十川地区とか昭和地区、大正、こういう大きい街ですら何日か孤立するような状況なのに、奥まったところの対策というものは、先ほど言いよった情報のことももちろんそうです。しかし、食料のこと、あるいは病人のこと、高齢者の方々の健康、これらについてどういう、対策というものは、今の時点でやっておくべきではないかと考えるわけですが、そこらあたりの考え方について教えてください。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 対策について、先ほど申し上げたところを中心に講じているところです。具体的には、やはり避難所の運営マニュアルを今現在作成していますが、地域の防災力の向上とかというところになります。あと備蓄品等につきましても、一応避難者数を想定した備蓄品を、現在、配備するというところで準備をしているところでございます。具体的には、道路警戒計画につきましても、現在、町のほうでも土木建設業者との応援協定を結んだりしております。そういうところで、やっぱり行政ができない部分は応援協定を結んでいるところなどとの、連携をとりながらやっていくということで、対策を行っているところでございます。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 現在の道路警戒情報を、窪川地区、緑林公園を中心として、そこからずっと時間を追って、日にちを追って出されております。四万十町の西の玄関といわ

れる旧十和の下流については、西との連携、例えば四万十市あるいは地震によっては愛媛県側がすごい軽度な災害で終わるかもしれません。愛媛県も含めた、そこらあたりの災害のときの連携については、どのような計画であるのか。その点について教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 現在、県が示しております道路警戒計画のほうですが、四万十町緑林公園が、大規模な災害が発生したときに、緊急物資とか食料とか自衛隊の配置になる拠点施設になっております。そこから、四万十町広域に応援とか食料を搬送したりすることになりますので、四万十町を中心とした道路警戒計画となっております。幡多地域については、四万十市のほうとか宿毛市のほうが、防災活動拠点施設になっておりますので、道路警戒計画のほうは、県の拠点からの道路警戒の計画となっているところでございます。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 道路警戒情報については、そういうことで分かりましたが、今後の災害に対するときの、実際災害に遭ったときに、西の地域、四万十市あるいは愛媛県、ここらあたりの災害対策室等の連携についてはできるのかどうか。その点について答弁を願います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） お答えします。

現在も災害時の応援協定、いろんな自治体とか業者と結んでおります。大体47団体と、いろいろな災害対策についての協定を結んでおります。現在、愛媛県側との協定は結んでおりませんが、今後もそういう広域の連携ということは大変重要になっておりますので、そういう協定も、今後検討して結びながら、災害時に備えていきたいと考えているところでございます。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

先だって起きた熊本地震から得た情報あるいは教訓を、どう生かすのか。備えと震災後の対策について、想定されている分についてお答えを願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 熊本地震から想定された今後の対策ということで、お答

えさせていただきます。

熊本地震、皆さんご存じのように、4月14日にマグニチュード6.5、最大震度7、16日にはマグニチュード7.3、最大震度7を記録し、熊本県、大分県などに大きな揺れに襲われ、震度1以上の有感地震も1,500回以上発生するなど、人的被害や建物の被害、ライフラインの一時停止など大きな被害が発生したところです。また、避難者数についても最大で約18万人超え、避難所数も最大で850か所を超えるという大きな災害になってございます。先日の12時の、夜遅くにも、熊本地方で震度5弱の地震もあったところでございますが、災害から2か月、被災地では現在も被災家屋調査や被災証明の発行、災害廃棄物処理、災害者生活再建業務など、復興に向けて、現在取り組まれているところでございます。

本町でも、今までに2人4班、8人の職員を被災地にも派遣しております。また、今週からは、新たに2人の職員も派遣、そして6月25日からはもう2人派遣することも決定しております。被災地の支援業務もいろいろ行っていておるところですが、今後也要請があれば、支援のほうをしていきたいと考えているところでございます。

今回の熊本地震で、いろいろ課題が上がっておりますが、まず住宅耐震化などの揺れ対策、避難所の運営対策、受援体制、情報発信・伝達、り災証明関係、災害廃棄物処理対策、そして自治体職員不足など、発生から現在まで多くの課題も見つかっているところでございます。震災から2か月がたったわけですが、これからも引き続き被災地の情報等は収集するとともに、派遣職員12人の方が派遣されておりますが、その方からの報告会も行いまして、被災地の支援活動を通じての現状や課題等も検証し、今後の防災対策には役立てていきたいと思っております。

ちょっと長くなりますが、県の6月定例会で、知事の所信表明のほうにも、熊本地震の教訓に学び、南海トラフ地震について万全を期していく。そして、揺れ対策や避難所運営など新たな課題を踏まえて、第3期南海トラフ地震行動計画を強化していくとありました。本町のほうでも、熊本地震での教訓や課題を踏まえまして、発災直後の命を守る対策、助かった命を守る対策、生活を立ち上げる対策を重要課題と位置づけまして、災害対策本部の防災体制に対して、そして地域の防災力、自主防災組織の強化・充実に向けた取り組みを、今後も行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（橋本保君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 今回の地震の教訓を生かしてと、数々述べていただきましたが、

今述べた点については、早速マニュアル化をして、これについてはこういう方法で臨むんだという方向性をしっかり示して、その情報を共有していく必要があるのではないかと考えます。そして、こういう震災あるいは災害の場合には、想定外と言われ方をすることが発生いたします。その部分について、災害対策本部で迅速な対応ができるようにするためには、先に想定できるものは想定をして、さっとマニュアル化しておく。それがさっと取りかかれる体制を整えておく必要があると思いますが、そういう考え方についてはどうでしょうか。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 今回の熊本地震を踏まえてということでございますが、今現在、本町のほうでは、水害、豪雨等の対策に備えまして、去年から災害対策本部の充実、マニュアルづくりを行っております。そういう点では、今回の地震も含めまして、地域防災計画には、現在作成中であります応急機能配置計画、それから災害廃棄物処理計画、そして先ほども申しましたが、災害対策本部の各班、各部の災害対応マニュアルということで、今現在も作成中ですが、そちらのほうへも十分反映していきたいと考えているところでございます。重要性は十分認識しているところでございます。

○議長（橋本保君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） この質問につきましては、同僚議員から後からも質問があると思いますので、以上で震災の対策については、一般質問を終わりたいと思います。

先ほど言いましたように、浸水対策についても、議員から質問がありましたので、それで了解しました。

その次の四万十川対策、四万十川の再生と保全についてという項目に移らさせていただきます。

政府は、5月24日に、新たな森林林業基本計画を閣議決定していますが、その中で、国産木材の安定供給体制を構築することにより、林業、木材産業の成長産業化を図るとの方針を示しております。新基本計画が定めた2025年の国産材供給目標4,000万 m^3 は、達成すれば、木材自給率は現在の31.2%から50%を超えることになる数字です。私が、注目したのは、施業効率化をするために、林地に高性能林業機械が入れられる林道作業道の整備が必要となるということです。新基本計画も、路網整備を重視しております。これらのことを受けて、私は、林業の振興と四万十川の保全、水保全ということに対しての考え方というものは、どのように考えているのか。それについて答弁を願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、お答えをさせていただきます。

林業作業道につきましては、本町では、全国的にも知られました四万十式作業道という手法がございます。旧大正町時代に、当時の林業担当者より、直営作業班が先進地視察等を経て、本町に合った工法を研究し、定着をさせてきたものでございます。特徴としましては、林内で発生する支障木や根株を路肩に使用して、土留め効果としている。路肩の盛りの部分に、切り取った表土を被覆、利用し、植生の回復をいち早く図る。洗い越し工法といって、小さな沢に石を積み込み、増水時には、あふれ出た水が作業道の上を緩やかに流れ出す仕組み等でございます。外部から工作物を持ち込まずに、低コストで壊れにくい作業道というふうにされております。

ご質問について、これはもう当然濁水対策に通じることであろうと思いますが、直接的な対策とは言えないかもしれませんが、この工法は、カーブにおいては高低を外に勾配させて、骨筋に水をはたす方法でありますとか、また短い間隔で水切りができるように排水を工夫し、できるだけ雨水が路面を走らないように工夫し、その施工に努めているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 四万十方式の作業道については、ある一定理解をしておりますが、こういう掘削をすると、それにかかわる法令というものが、高知県の土砂など埋め立て規制に関する条例とか、あるいは県公害防止条例、あるいは水質汚濁防止法、四万十町環境基本条例、四万十町景観条例など、こういうものにずっと引っ掛かる部分のことが発生すると思いますが、この濁水をそのまま直接排出するものではなく、貯水池をつくったりとか、それなりの対策を講じてもらいたいという思いがあるのですが、それらについてはどうお考えでしょうか。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 当然、現場の土質、地形によって、開設当初の路面が安定しない間は、降雨により一定の濁水がやむを得ない部分もあろうかと思えます。今言われました調整池等の整備というのも、当然検討の中にも入ってくるわけなんですけど、これから、濁水対策に有効な新しい工法などの情報収集には取り組んでいきたいと考えております。また、現在、四万十式作業道のオペレーターの方は、森林組合に所属しており

まして、本年度の目伐林業育成研修の中でも、この作業道の研修コースを組み入れたいと考えております。こうした工法の技術指導、また研修は、森林組合とも連携し、濁水にも配慮した取組を継続していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） この質問をするに当たってですが、林業の成長産業化というのは、安倍政権が2年前に掲げたもので、政治的な実行責任を負うと、論評も掲載されておりました。衰退した林業の再生に向けて動き出したということは、森林を持つ四万十町にとっても、大きな出来事である。また期待をするものですが、それと自然保護、あるいは水保全との接点をどこへ求めるか。しっかりとした対策を講じていかないと、今までの自給率を30%、最悪の場合は20%台までに落ち込んでいた国産材の自給率を、50%までに上げるということは、相当山の木を切っていくということです。

それと、今までの集材、あるいは搬出について、作業方法が昔と随分と変わっております。昔は、河川をはって、そして空中を飛ばしてきよったもので、林地が傷むことが少なかった。ところが、最近は作業効率の面から、畝先まで重機を入れて、ずっと林内作業道として抜いて、それから施業をしております。これをやると、地球ができて以来、せいぜい先人がくわで掘って木を植えたところへ、機械的にどんどん、今まで安定していたところを壊していくんですね。ということは、それは相当の災害あるいは濁水の発生について配慮しないでやっていると、国土保全の面からも大変なことになるがじゃないかという気がします。

また、平成28年の林業白書の中にですけれども、特に3項目について、路網の整備という部分があります。それは、全部までは読み上げませんが、最後に高度知識技能が必要な路網ルート設計・施工などの路網整備を担う人材を育成するということが書かれております。といいいますのは、これは、町長が言われる産業の人材育成に通じる。それならば、このことを先にしっかりとした人材をつくって、それから現場の山へ入っていくという方向性というものは、しっかり位置付けていかないと、多分私たちの代で、清流四万十川の最期をみとろうじゃないかという気がします。人材育成についての取り組みのあり方について答弁を願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、お答えをしたいと思います。

まず、議員が指摘された架線による木材の搬出につきましては、どうしても皆伐を目的にしないと、なかなか間伐で架線で搬出することは考えられませんので、現在県のほうも、木材資源の増産を目指して、一定皆伐の推進また支援のほうも行っております。ただ、町の方針としては、間伐を推進して、間伐作業には支援も行っておりまして、現在の守り育てる林業に今後も取り組んでいきたいと考えているわけなんです。議員がおっしゃる人材の育成については、先ほども少し触れましたけど、まず作業道を開設する場合におきましては、町が委託契約をしている森林組合の自伐じばつ林業育成研修の中でも、先ほど申し上げましたように、作業道の研修コースも組み入れていきたいと思いますので、まずはそちらのほうでも一定研修を行っていただければと考えているところです。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 今は、間伐より皆伐のときのほうが林地が傷みます。なぜなら、皆伐して、その後に植林をする、改めて木を植えるということを想定しておりますので、ずっと尾根先まで道を抜いていくんです。昔のようにふもとから苗をかついで上げてということを想定しておりませんので、だから、そこらあたりの林業の振興をする、これはしていかないけんことです。しかし、それをするためには、少しでも生態系に負担を負わさない、あるいは水を汚さないということに、少しでも配慮してもらいたいという思いです。だから、こういう場合はこれで仕方ないではなくて、みんなが協力できるように、あるいはそういう技能、あるいは設計・施工などの路網整備を担う人材をしっかりと育てて、それを先にやって、それから林業の振興を始めたらどうですかという趣旨の質問です。そこらあたりは、森林組合等ともやっておりますが、自伐林家については、それこそ自伐林家でにわかに作業道を抜いたり、あるいは技術的におぼつかないのに、それに取り掛かる人も、もし材価が上がれば、今後は出てくるのではないかと。補助制度が充実すればするほど、そういう人も生まれてくるのではないかと。そういうときに、もう無制限に山を切り開かれると大変なことになるという意味で質問しておりますが、何か作業をする上では、許可制とまではいかなくても届け出、そういうところで、どこかでこういうことが発言できるような取り組みはできないのか。その点についてだけ答弁をお願いします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 皆伐を施業する場合は、当然町への届け出が必要でございますし、保安林を伐採する場合は、県への届け出も必要になっています。特に皆伐の

ケースにおいては、おっしゃられますように、再生林に対する取組、必要性も十分に施工業者と協議し、また早期の再生林の取組に協力も求めていると考えております。当然、いろいろと難しいケースもあろうかと思いますが、本町の森林面積は非常に広大でありまして、この恵まれた資源と共生できるように、環境に対する啓発のほうも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 現在森林というのは、水源涵養保安林とか、土砂流出防備林とか、そういう保安林に指定して、税制上の優遇措置があったりとして、水を守ったり、災害を未然に防ぐことに保安林指定というのがありますね。ところが、どんどん切っていくうちには、保安林の指定解除を願うて、この間まで水源涵養の山だったはずが、水を汚す山になっていくこともどんどんあり得る。土砂流出防備林だったはずが、そこが切られていく。こういうことが、もう目の前に迫っておるわけです。ぜひ濁水対策という言い方は、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、水を保全、守っていくという意味では、ぜひ技術的な知識、高度な知識や技能、また設計・施工をする上で、随分と軽減されるのではないかと感じますので、そういう取組をお願いしたいと思います。

それでは、続いて四万十川の再生と保全について、代かき時における濁水対策の啓発効果について問うという質問に入りたいと思います。

先ほどの林業に関する質問でもそうですし、今回の農業の代かき時におけると書いておりますけれども、私は林業者が悪い、あるいは農業者ばかりが水を汚しておるという意味で言ってるのではないんです。みんなが少しずつ気をつけようよと、できることならちょっとずつきれいにしようよという思いから、この質問をずっと取り上げております。私たちが生活する中で、ときには家庭排水で自分たちも汚しておりますし、生活する上では様々な負担を四万十川に掛けております。それでも、みんなが気をつけることによって、少しずつよくなるはずですので、ぜひこういう啓発事業も引き続き行っていただきたいと思っておりますが、町の広報紙やケーブルテレビによる啓発、区長会においても濁水防止について協力依頼等を行っているようですが、啓発の効果についてはどう把握されているのか答弁を願います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

議員のほうから、濁水問題に係る部分についてご質問をいただきましたが、代かき時における濁水対策の啓発ということでございますが、四万十川の濁水の原因というのは、生活排水、公共工事による濁水、大規模工作物の建設時に発生する濁水、そして農業濁水などが言われております。今回、議員のほうからは、農業濁水の啓発効果ということでご質問をいただいておりますところですが、これまで議員もおっしゃられましたが、JAのほうでありますとか、上流淡水漁協におきましても、この啓発に取り組んでいただいて、効果をなるべく上げていきたいと協力しながら進めてきたところです。

この効果ということでお答えしますと、今年の代かき時における職員によるパトロールを行いまして、排水の状況とか止水板の設置状況について確認をしたところでございます。無料配布という形で、平成26年度に取り組みましたが、その止水板を設置しているところが、全体的に見て少ない状況でありましたが、関係者などからは、昨年と比べ、四万十川本流への農業濁水が少なくなったとの意見もありました。住民の方から寄せられる濁水対応の連絡も、昨年と比べると減っているところです。また、今年度は、集落営農組織の代表の方へ啓發文書を送っています。そういう中で、組合員にチラシを配布していただいたり、会合の中で説明をしていただいたり、濁水対策に取り組んでいると、農業者の方からお話をいただきました。このようなことから、濁水対策における一定の啓発効果は出ているものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 啓発については、今後もぜひ続けていただきたいと思ひますし、だんだんにそれぞれの農業に従事する人、林業にかかわる人、あるいは家庭で生活する上で毎日に炊事、洗濯をしてくれるお母さん方、家庭排水の問題、公共事業から出される濁水についても、みんなが少しずつ少しずつ軽減をできるような方法を探っていくようなことを提言していきたいですし、また啓発も続けてもらいたいと思ひます。

くどいようですが、ともすれば濁水対策といへば、もう代かきのことばかりが目につきます。時期的にもそうですし、そういうこともあると思ひますけれども、それなりに協力してくれて、効果が現われておるといふ報告を受けましたので、一つについては安心しております。

それでは、この四万十川の再生と保全についてという部分については質問を終わりました、次の学校教育の関係、これに質問を移りたいと思ひます。

3月の議会で、スマホ等利用の実態調査について質問をした経緯がありますが、その後になりますけれども、マスコミ等でかなり取り上げられた機会も多く見受けられました。昨年度2015年度の内閣府の調査では、中学生の約半数、高校生の9割以上がスマホを利用しているとの結果が出ているようですが、町内でもほぼそのような実態であると推察をするところですが、利用についてのルールづくり、取組について、答弁を願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） スマートフォン、携帯電話等、通信メディアの発達により、情報の入手が簡易になったと同時に、インターネットを介してトラブルが増加しております。四万十町の児童生徒においても、ネットの悪口の書き込み等のトラブルも懸念されます。このようなスマートフォン、携帯、ネットの諸問題に対応するため、昨年度、四万十町小中学校PTA連絡協議会と四万十町少年補導センター、教育委員会が、合同で協力して取り組むことになり、家庭でのルールづくりに向けて協議を重ねてまいりました。

今年も5月31日に、四万十町小中学校PTA連絡協議会役員会を行い、携帯電話等の利用状況や意識などの実態を調査するアンケートを作成するために、アンケート内容と実施時期について検討をしてまいりました。四万十町小中学校校長会にも協力をお願いして、6月13日から7月1日まで各学校で、小学校は5年生以上の児童及び中学校は中学生、それから保護者にアンケートを行い、実態を把握・分析する予定です。

家庭でのルールづくりにつきましては、子どもたちが子どもたち自身で考え、作成し、守っていくことが大切であると考えていますので、その実態からの問題点をもとに、携帯電話等の家庭でのルールづくりに向けて、児童生徒会に呼びかけまして、ともに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（橋本保君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 答弁いただきました。

その中で、高知新聞に載ったのを見ておったのですが、スマホは夜9時まで、幡多子ルール浸透と、これはお隣の分ですけれども、そこでの実際の取組が書かれておりますし、また4月18日の高新には、親子でルール、時間や場所を決めて、大人も守ってとかいう見出しで、そういうことが掲載されておりますし、また過日6月21日には、四万十町青少年育成町民会議が行われ、その講演の中に、スマホ、携帯、ネットの危険性について、課題ですけれども、こうやって挙げられておるということは、危険性はあるんだ。子ども

たちには避けて通れないんだということは、重々皆さんが意見の一致するところであろうと思います。それについて、そういう取組というものは、ぜひ親子でルールを決める。当事者たちで決めていて、自分たちが決めたルールだから、守っていこうという雰囲気づくりをしていければ、随分と守られていくんではないかという気がします。7月1日ごろ実態調査と併せて、先行するぐらいに、こういう話し合いというものをしたらどうでしょうかという提案をしたいのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 今のところ、先ほどご答弁いたしましたとおり、6月13日から7月1日までということでアンケート調査をしまして、それから、1学期中にアンケートを実施して、まとめをする予定をしています。各学校で、それぞれまとめをします。それをもとに、庁内でまとめるという作業も残っております。それから、今度は夏休み中に、アンケートの結果の分析をしまして、町のPTA連合会、それから校長会のほうへも報告をして、話し合います。そして、これからの予定ですけれども、10月から12月の2学期の間に、家庭のルールについて作成していくということで、3学期からは家庭のルールの実施ということ、今のところそのように考えておりますけれども、やはり決めるには、子どもたちが、あるいはすぐに決めるのではなくて、よく考えて自分たちでつくることが大切ですので、それまでの作業を、話し合いをしていくとかいうことに時間をとって、ゆっくりとやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 十分に理解しましたので、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本保君） これで1番橋本章央君の一般質問を終わります。

2時10分まで休憩します。

午後1時53分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番岩井優之介君の一般質問を許可します。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 目の覚めるような一般質問を行います。議長の許可をいただき

ましたので、通告に従い質問を行います。私の質問は、熊本地震の教訓と多忙化する教職員に関する問題の二つの分野での質問でございます。

まず初めに、熊本地震の教訓から、認識をどう深め、発展させるかという視点での質問です。

まず初めに、熊本地震で被災され、犠牲になられた方々へご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、熊本、大分を襲った地震は、最初の揺れよりも後の揺れが強かったこと、震度7が二度観測されたこと、熊本市、阿蘇地域、大分県と震源地が広範囲に広がったことなど、これまでの想定を超えるもので、気象庁も過去に記録がなく、予想不可能と発表しています。しかし、私たちが何らかの記録を残している期間は100年ほどであり、地球の営みのスケールで見れば、決して想定を超えるものではないという謙虚な分析が求められています。

前例がないと言われる熊本地震によって、熊本県内では、全半壊した建物は1万5,000棟を超え、地震による直接的犠牲者の多くが、倒れた建物の下敷きになっています。震度7の激しい揺れに二度襲われた益城町では、古い民家は壊滅状態でした。防災に対する認識が如実になったかと思います。

本町に置きかえた場合、急がれる対策は自明のことですが、改めて考え方をお尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） お答えさせていただきます。

熊本地震を受けての対策につきましては、先ほどの1番議員の質問でも答弁したところでございますが、今回の教訓や課題等は、今後の防災対策につなげていきたいと考えているところでございます。先ほど1番議員の質問の中でもありましたが、現在、職員のほうも何人か派遣しておりますので、先ほどちょっと答弁できませんでしたので、職員の派遣等について、現在分かっている範囲で、対策等を説明させていただきたいと思います。

本町でも、今までに2人4班、8人の職員を被災地に派遣していますが、町の派遣職員、そして県の派遣職員等から聞くところによりますと、住宅の耐震化などの地震による揺れ対策、避難所の運営、安全対策、受援体制の整備、り災証明などに関係する被災調査の体制、情報発信・伝達体制などが、課題として報告も受けておるところでございます。私も、短い時間ではありましたが、南阿蘇村のほうへ被災地の状況も見てきたところでござ

ざいます。

まず、災害対応に従事する職員数の絶対的な不足を感じたところでございます。発災後、避難所の運営等の対応に職員がとられまして、物資の対応に手が回らなかったということも聞いております。そのほかにも、家屋の危険度判定のおくれ、り災証明の基礎となる家屋の被害調査の遅れなども、課題として挙がっております。当然、職員数には限りもあります。避難所の運営、食料品や生活用品などの備蓄など、当然町として災害対応できるよう、日ごろから対策は講じていかなければならないところでございますが、住民、地域の皆さんに協力を願うところをお願いするという態勢も、大変必要だなと感じたところでございます。

先ほどの1番議員の質問にもありましたが、孤立対策というところも言えるところでございますが、そういう点では、昨年度より実施しております地域による避難所運営マニュアルの策定や、常日ごろからの自主防災組織の活動による地域の防災力の向上といったところは、防災対策には欠かせない重要なところだと感じたところでもございます。

また、備蓄品についても、自宅や避難所での避難生活に必要な食料、水、生活用品などについても、すぐに援助が届くとは限りませんので、少なくとも3日ぐらいは準備しておいていただくなど、今後は自助・共助対策についても、住民の皆様に今まで以上のご理解も得て、協力も願わないかいないと思っているところでございます。

次に、受援体制の整備でございますが、今回の熊本地震でも、他の自治体等の外部から物資、人的支援も多くあったところでございます。南阿蘇村では、建物の被災調査をするための村の職員3人ぐらいいに対して、支援職員が40人、多いときでは60人とも聞いております。大規模な災害が発生した場合、現地の人員だけでは、いろいろなニーズに対応できていない状況です。外部から支援を受けるということは不可欠でありまして、やはり受援体制の整備を図る必要もあると感じたところでございます。

そしてもう一つ、地震による揺れ対策というところでございます。熊本地震では、全壊、半壊、一部破損を含めると、約9万8,000棟の建物が損壊したところで、住宅の耐震化等の揺れに対する対策は、財産、生命を守るためには大変重要であり、県の第3期南海トラフ地震行動計画にも、住宅の耐震化の加速化として、八つの重点課題の一つとしても挙げられています。今後も引き続き県とも連携して、住宅の耐震化対策、併せて家具の転倒防止対策も進めていかなければならないと思っております。

今回の教訓、先ほども申しましたが、やはり現在作成中であります応急期機能配置計画

や災害廃棄物処理計画、そして災害対策本部の各部各班の災害対応マニュアルにも反映していかなければならないと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） ありがとうございます。

私たちが想定しております南海トラフ地震が、東日本大震災のような津波災害とともに、震度 7 の強震による建物倒壊が被害を拡大した阪神・淡路大震災、そして中山間地域が孤立した新潟中越地震という、最近日本で起きたこの三つの大地震の特徴を持つてると言われております。

今回の熊本地震は、この地震で死亡した人が発見された倒壊家屋やアパートで、建築時期を確認できた 25 棟のうち、建築基準法の新耐震基準以前に建てられたのは 23 棟、家屋倒壊で死亡した 37 人中、少なくとも 20 人のいた家屋が新耐震基準以前の建築だったと報じております。また、被災建物に対する応急危険判定で、危険と判定されたのは、熊本市内では 17% であるのに対し、益城町では 40%、西原村で 50%、南阿蘇村で 49% など、古い建物が多い地域で割合が如実に高くなっていることが分かっております。

このように、新耐震基準前の建物の補強や建て替えが急務であることは疑いありません。その上で、新基準であっても、震度 7 以上が続くことを想定したものではありません。改めて検証が求められます。天に唾を吐く質問でございますけれども、本町の住宅耐震化の進捗状況を改めてお尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 住宅の耐震化の進捗状況につきましては、昨年度行いました県中小建設業協会の空き家実態調査によりますと、木造以外、共同住宅を除いた居住住宅 6,394 軒のうち、耐震化が必要と思われる家屋は 4,018 軒で、約 62.8% となっております。

進捗状況のほうでございますが、今までに、平成 16 年度から補助制度が始まっておりますが、住宅耐震化の補助事業により耐震改修を行った件数につきましては、27 年度末で 139 戸となっております。また、今年度につきましても、既に熊本地震の影響とも思われますが、62 件の耐震診断の申し込みがあるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 7 番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） まだまだ耐震対策が進んでいないという報告がありました。

先ほどちらっと報告されました県下で初めて四万十町の全木造住宅の耐震化地図が作成されたと聞いております。色分けされて、一目瞭然で状況が分かるそうです。この地図をいかに活用するかが、今後大事ではないかと思っております。

続きまして、段階的耐震化の制度の応用で、一部屋耐震化、言葉で耐震シェルターと言いますが、などへの補助制度を提言するという内容での質問でございます。

熊本地震で、倒壊した建物のわずかなすき間で命を長らえたという報道がありました。耐震化の必要性は分かっているが、費用の関係で二の足を踏む住民もいます。また、段階的耐震化はそのためにありますが、それでも二の足を踏む方に、一部屋耐震化をする、また倒壊物から身を守る備品、これは耐震ベッドが主流ですけれども、を設置する取組も、他の自治体で始まっているようでございます。こういう事業にも、補助の対象に入れていくことも検討されてはいかがでしょうか。ご提案を申し上げます。以下、理由を申し上げます。

南海トラフ地震は、強震と併せて津波が想定されています。海岸地区で、倒壊しても、住民が元気で脱出しなければ、津波から逃げることもできません。また、高齢者だけの世帯では、後に住む人がなければ、改修に踏み切れない。しかし、空き家になってからの補助制度はいろいろあるという現実もあります。耐震化と空き家活用の合わせ技のような制度は、研究できないでしょうか。ご提案を申し上げます。改めてご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 段階的耐震化につきましては、県の住宅耐震化促進事業の一つとして、段階的耐震改修支援事業が、本年度より創設されたところでありますが、本町でも、制度化についての検討は、今現在しているところですが、一部屋のみの耐震化、身を守る備品にシェルター的な設置に対する支援については、現在、検討は行っていないところでございます。先ほど提案もありましたが、県の段階的耐震化支援事業につきましては、最終的には建物の評点が1.0以上にすることを前提としての耐震化の事業となっております。一部屋耐震につきましては、費用面がどうなるのか。家屋全体の耐震化までは至らない。他の部屋での対策がどうなのか。また、身を守る備品の設置も含めまして、家屋が倒壊した場合に、一室に取り残された場合の対策、例えばすぐに避難できない場合が生じたときに、津波や火災などの対応も心配されるところでございます。

提案いただいた内容については、調査研究もしていきたいと思っております。本町では、耐震工事について30万9,000円の上乗せをしております。補助額の上限額123万4,000円となっております、他の市町村と比較しても有利な補助制度となっております。設計次第では、安価な方法もあると聞いております。また、すぐにできる対策としては、多少費用は掛かるわけですが、家具の転倒防止対策のほうも、大変有効ということで、推進もしているところでございます。新たな提案もいただいたところですが、今後も引き続き、住宅の耐震と家具の転倒防止対策の推進のほうは、積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） すぐにやりましょうということにはならんとは思いますが、一部屋耐震化というのは、資料を見ますと、25万円ほどでできるそうです。業者が工夫して、比較的簡単に取り付けられると、ネットにも書かれておりました。それから、耐震ベッドというのは、ベッドにアーチ型の金具を取りつけて、タンスやいろんなものが飛んできても、何とかそれで防げるという設備で、ちょっと研究していただきたいなと思っております。特に、耐震化補助事業は、高知県では、前の知事で全国的に先駆けて取り組まれてきた制度だと認識をいたしております。今回も、現知事も、熊本地震を受けて、耐震化に加速をしていくと強調されております。町長、検討に値することと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 大変有効なご提案だと思います。ただ、私の災害に対する考えとの機会をいただきましたので、述べさせていただきたいと思いますが、先ほど担当課長から申し上げたとおり、本当に私自身も様々なトップセミナーとかに参加をさせていただいて、勉強をさせてもらっているところです。最悪の想定をということで、常に肝に銘じてやっておりますが、ただ、私がこの2年間の中で非常に感じたのは、先ほど言ったように、やはり自助対策ですね。なぜ耐震化が進まないのかといったときに、この一般質問の協議の中で、住民の皆さん方が本当に負担する金額が、確かによそから比べたら、他の市町なんかより少ないんです。例えば120万円ちょっと出ますので、やはり本当に命を買おうとすれば、私はもっともっと来るかなというように思いよりました。それで、もっと深く考えたときには、例えば家具の転倒防止もなかなか進んでいないです。ですから、今回そういった自助の部分で、命を守るを自分自身から守るやり方もありますので、その辺を

いろいろ分析しながら、なるだけそういった自助対策の中で、備蓄のほうも含めて、何とか意識の醸成をしながら取り組んでいていただきたいと思います。ただ、その過程の中で、今、一部屋耐震とかといったものは、十分にいろんな評価をさせていただきながら、導入に向けては取り組んでいきたいと考えておりますので、ひとつその辺のご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 私もそのように感じております。ですから、天に唾を吐くような質問だと申したのは、そういう意味でございました。

熊本地震で、多くの方々が公園で生活する日が続きました。この中で、飲料水、生活用水の確保の重要性が明らかになりました。阪神・淡路大震災のアンケートでも、災害時に困ったことの第1位は生活用水の確保82.5%、第2位が電話がつながらないが81.4%、第3位が飲料水や食料の確保が71.5%でした。これらは、助かった命を守る対策の中で、一番重要な取組であります。熊本地震では、エコノミークラス症候群などの身体的負担による災害関連死が11人に上っています。血流が悪くなって、血の塊が血管に詰まる症状です。これも、水不足が大きく関係しているようです。避難所では、感染症の発生もあったようですが、手洗いなど生活用水も欠かせません。1人当たりの必要量は、飲料水1日3ℓ、生活用水は災害後の数日は最低でも1日3ℓないし7ℓ、その後できるだけ早い時期に15ℓから20ℓの水が必要とされています。

本町も、一昨年の夏の台風で、水道がストップした経験を持っています。本町の水道関連施設、例えば浄水場、基幹管路などの耐震化の現状について、改めてお尋ねするものでございます。計画がない場合は、応急対策についてどう考えているかお尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 耐震化等のことについてお答えをしたいと思います。

四万十町は、耐震化計画としては策定しておりませんが、現在行っております簡易水道等の建設改良事業や、既に完了しております上水道の第7次拡張事業については、水道施設の技術的基準を定める省令等の耐震基準に基づき、設計・施工を行っているところでございます。耐震基準の内容ということを説明いたしますと、基幹施設や基幹管路についてはレベル2、震度でいいますと7程度に対しては軽微な損傷であって、機能に重大な影響を及ぼさないこと、その他の施設や管路ではレベル1、震度でいいますと5強程度に対し

ては軽微な損傷であって、機能に重大な影響を及ぼさないこととなっております。この基準に基づきまして、水道施設の耐震化率を申しますと、まず、窪川の街分中心に給水しております上水道事業でございます。この上水道事業の浄水場、排水施設ともレベル2で、耐震化済みということになっておりまして、配水池につきましては、緊急遮断面を備えており、応急給水への水量を確保できるようになっております。一応緊急遮断面についてです。震度6弱で開度100%ということで、大体60%ぐらいで認定していますので、ボリュームとしましては900tぐらいの水量がそこにたまるということだと。そこは応急拠点ということで考えております。一番大きな応急拠点ということで考えております。管路については、基幹管路約27.9kmのうち9.3km、33%が耐震化済みとなっております。

次に、簡易水道ですが、現在進行しております建設改良が改良したといたしまして、浄水場につきましては、26か所のうち6か所、ろ過能力の割合でいえば48%が耐震化済みとなります。配水池については、55か所のうち12か所、配水池容量の割合でいえば39%が耐震化済みとなります。管路については、ちょっと延長が長いものですので、基幹管路という区分はできておりませんので、全管路延長でいいますと407m^{P70 訂正あり}でございます。そのうち17.7kmが耐震性のある管、また25.1kmが地盤の状況によっては耐震適合性がある管ということの布設になる予定でございます。

現在行っております建設改良工事が、再来年に向けて完了予定でございます。それが終われば、起債償還等なかなか厳しい財政状態がやってまいりますので、耐震化のみの整備が、これ以上なかなか困難だとは考えておりますが、やがて各施設について、どうしても50年サイクルになりますけど、更新時期がやってまいります。そのときにおいては、応急給水拠点や避難所、あとは基幹管路で設営しなくてははいけませんので、地震に対して十分考慮して、その分の設計・施工を行いたいと考えております。

また、応急給水についてでございますが、先ほど危機管理課長が申し上げましたように、去年、各地域防災についてのマニュアルをこしらえております。その点で、一応町内に5か所ぐらいの応急給水拠点、現在、地下水を水源にしておるところもございます。それが約2か所、それから古い、廃止になる谷川から取水のところを応急給水に使うようなところ、これは十和でございますが、そこを1か所というように考えております。

応急給水としましては、今ある水道の施設を使って、仮設の発電機、仮設の水中ポンプ等を使って整備したいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） ありがとうございます。

耐震化といいますと人命が中心になりますので、こういう水道管なんかについてはどうしても後回しになるというのはやむを得ないことだと思いますけれども、そういうところ、その中でも工夫しながら、いざとなったときに給水ができなくなるようなことは避けるべきだと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、次の設問に移ります。

子どもと向き合えない多忙な学校の先生というタイトルで、質問をいたします。

まず、学校の現場の現状については、私の資料から報告しますと、全国的に教職員の業務が多忙化し、病休者の増加、教職員の職務にかかわる時間的、精神的な負担の増大が問題視されております。文科省が、平成18年度に実施した教職員勤務実態調査集計報告において、教職員の時間外勤務が恒常的になっている実態が明らかになりました。平成23年度には、病休者が8,544人、うち精神疾患が5,274人となっており、6年連続で精神疾患での病休者が60%を超える状態が続いております。

教職員の負担感率が高いのは、国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応、これは80%を超えています。また、給食費の集金、支払い、未納者への対応、保護者や地域からの要望や苦情への対応も高くなっています。こういう現状がある中で、一昨年、NHK放送番組で子どもと向き合えない超多忙な学校の先生という番組がありました。ご存じでしょうか。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 番組は視聴しておりませんが、放送内容については、ホームページで拝見いたしました。なぜ教職員が多忙になっているのかと、教職員の声をもとに、教職員の職場での一日を通しての仕事内容の紹介であるとか、それから教職員の意識調査、国別教育費などを踏まえ、示しておりまして、解説員が教職員の自信回復のための方法について述べるものでありました。

○議長（橋本保君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 最近も再放送の対応というのがございますけれども、その中で、現場の先生の声で、書類整理に大忙し、ああ授業のせいで仕事が中断だと思わず言ってしまった。これは、ある50代の男性の高校教師の声でございます。川柳にも詠まれそうな事例ですけども、似たような事例がこの間たくさんあります。放送の中で、民間企業

から校長先生になった先生の発言ですけれども、紹介しますと、業務の範囲が曖昧なこと、先生が授業のほかは何でもやらなければならない、それにつけ加えて給食費、部費、学級費の帳簿、業者が来て、受け付けすること、銀行に行くのも先生の仕事という報告がございました。

また、多忙化する要因の一つに、こういうデータがあります。平成26年6月にOECDによる調査で、日本の教師が最も多忙であることが明らかになりました。一週間の労働時間は、世界平均の38時間を大幅に上回る54時間、しかし、授業や生徒の指導に使った時間はその半分にも満たない20時間、事務作業などに多くの時間が割かれているのが現状でございます。

このように、教職員のこういう全国的な実態とアンケートに見られる現場の先生の声は、全国共通のものと考えます。こういう実態は、当然教育委員会として承知してきたとは存じますが、改めてどういう受けとめ方をしているのかお聞きいたします。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 教職員の日を考えますと、授業の教材研究と、それから授業の実施というのがございます。それから、宿題とか日記のチェック、児童生徒の指導、それから分担している校務分掌の職務というのがございます。昼食時には給食指導がありまして、給食のほうにも出向いていきます。放課後には、学習指導、それから部活動があります。明日の授業研究、場合によっては家庭訪問であるとか、それから地域への対応など、職務は多岐にわたっておりまして、学校を取り巻く社会の変化でありますとか、それから様々な教育課題への対応も含めまして、教員は大変多忙化しておると受け止めております。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございました。

国や教育委員会からの調査やアンケートの対応への負担感率が高いようですが、これは10年ほど前に問題になりまして、文科省も調査を減らしたそうですけれども、減らそうとしまして、各地の教育委員会に通達を出したそうです。そのとき減ったようですが、その後、いじめや体罰の問題が起きまして、また最近調査が増えているという報告が、このNHKの中で語られておりました。

次に、文科省の業務改善のガイドラインについて質問をいたします。

平成27年11月、学校現場における業務改善に関するガイドラインが、文科省から出されました。内容は、時代の変化に合わせた授業革新などが求められております。また、OECDの国際教育教員指導環境調査等で、教員の多忙化が指摘されたことを踏まえ、教員が子どもと向き合える時間を保証し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できるような環境を整えていくために、学校現場における業務改善の方策の検討を進めてきたことでもあります。学校生活で最も大切な、教師が子どもと向き合う時間をどう保証していくか、いく必要があるという観点から出されたものでございます。

90ページからなっておりますけれども、文科省は、第三者的な表現で、要因を放置しながら、教育委員会にげたを預けたように、私は思いますけれども、教育委員会として、このガイドラインについてどう受けとめ、今後どう具体化していくつもりでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 学校現場における業務改善等のガイドラインですけれども、教員が子どもと向き合える時間を確保して、教員一人一人が持てる力を高め、発揮できる環境を整えていくというために、各教育委員会における学校現場の業務改善に向けた支援に資するために作成されております。

教員の負担感の高い項目ですけれども、調査、アンケートへの対応であるとか、保護者、地域からの要望、苦情、あるいはレポートや報告書への作成であると。それから成績等の作成などがあります。また、学校は、現在、そのために講じているという方策として、ICTの導入、それから事務職員との役割分担であるとか、地域人材の活用など、様々な手当てを行っております。

四万十町教育委員会といたしましては、これらの業務実態調査の結果を踏まえて、校長のリーダーシップによる学校の組織マネジメント、あるいは教員と事務職員の役割分担などの組織としての学校づくりなど、五つの観点がありますので、この観点に沿って、例えばその中の地域との協働の推進による学校を支援する体制づくりでは、今取り組んでおります学校支援地域本部というのがあります。それから、コミュニティスクール等もありますので、こういうことも、ほかの学校にも紹介しながら、学校とともに改善していきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君）　ありがとうございました。

超多忙な現場をつくってきた主な要因、いろいろピックアップされておりましたけれども、ざっと私が数えたら40ぐらいありました。一々取り上げる時間はありませんけれども、その中で、学校の種別を問わずに、校務分掌業務の比重が高いと言われております。校務分掌とは、組織として学校を円滑に運営していくために、各種の業務を教員間で分担するとあります。少し内容について説明をしていただけないでしょうか。これに加えて、現状は、教員個々の仕事に、学校では成績処理、授業準備、報告書作成など、残業時間の業務も行っております。また、中学校では、それに加えて、部活動、クラブ活動などの業務が加わり、残業時間がさらに増やしていると言われております。この校務分掌というのはどういうことでしょうか。

○議長（橋本保君）　学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君）　学校の中の校務ですので、学校の中の任務ということになりますけれども、自分の教える授業等もありますし、それからそれぞれ役割がございます。例えば図書の係、あるいは生徒指導の係でありますとか、また掃除とか、そのようにいろいろと学校にはそれぞれの係があって、それぞれの自分の係を、役割を果たしながら、それぞれの学校をつくってっております。そのようなことが校務ということになります。それを、みんなで分けているというところになります。

○議長（橋本保君）　7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君）　次に、四万十町の実態について質問をいたします。

先ほど冒頭で、全国的な教員の病気、その他についての実態について報告させていただきましたけれども、本町の教職員の实態についてどうなっているのでしょうか。教育委員会もかなり遅くまでひがついていますけれども、学校の先生も遅くまで仕事をしているようではないのでしょうか。教育委員会として、こういう問題の調査はされてきたのでしょうか。文部科学省が、昨年ガイドラインを策定する根拠は、当然教育委員会の調査がもとになって作成したものと推察しております。四万十町での教職員の病休者の数、精神疾患の数、勤務の実態はどうなっているのでしょうか。資料があれば、お示し願いたいと思います。

○議長（橋本保君）　学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君）　四万十町では、業務実態の詳しい調査というのはいたしておりませんが、学校であるとか、あるいは教員、また時期等によって、残務時間

はまちまちでございます。日によっては、午後8時あるいは9時以降も、学校へ残って仕事をしている教職員もおります。病気、けがで休んでいる教職員は、現在2人おりますが、ストレス等で休んでいる教職員はおりません。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。

高知県の教職員組合が4年前に調査しておりますけれども、二、三、%の集計でございます。忙しくて書けないという声はかなりあったようです。小学校教諭の場合は、定年退職が27人に対して、若年退職者が58人というのは、現状を反映しているという報告がありました。身体を壊さず定年を迎える職場づくりが、子どもたちのための一助となっているというコメントが添えられておりました。

要因の一つに、調査、アンケートが必ず書かれておりますけれども、これの年間の件数と多さは精査して減らせないものかという質問でございます。国でも、調査の精査に取り組むとあります。ある町外の議員ですけれども、勤務していたころ、うんざりするほど調査があったと言っています。それも、アンケートを出す部署の違いで、同じような調査が重なっていきます。どうして同一の用紙にしないのか、疑問を持ったことがあるそうです。教育委員会である程度把握して、様式を改める、あるいは簡単にできる方法を模索する。また、県や国に要望するなど、手だてはしているのでしょうかというのが、彼女の意見でございましたけれども、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをさせていただきます。

すみません。その前に、喉がちょっとがららになっておりますので、ちょっとお聞き苦しいこともあろうかと思っておりますけれども、ご容赦をいただきたいと思います。

学校で回答しなければならないアンケート、調査が多過ぎるとの指摘も、よく耳にしておるところでございます。これは、国及び県等が、現状を把握し、政策の参考や根拠にするためのものであります。精査につきましては、県のほうにも要望していきたいと思っておるところでございます。なお、一例ということになるわけでございますが、いじめや体罰などといった、社会で何かが問題になると、学校に対して調査、報告、アンケートといったことを求めるといったことになるわけでございます。また、国や県から教育委員会に届く調査、照会、協力依頼等のためのメールの量も、膨大な数に上っております。このこ

とに限らず、必要があつてのことではありますが、様々な案件に対するアンケート調査などの件数については、年々増加しているように感じられるところであります。このことにつきましては、県に対し、教職員の多忙化の解消ということで、施策提言を行っておりますけれども、改善策を考えていくことは重要であると考えておるところでございます。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

OECD調査で、現場のスタッフが、他国と比べて少ないという教育委員会は課題を持っているかという質問でございます。

OECD国際教員指導環境調査で、アメリカやイギリスでは、教員以外の専門スタッフの数が43%、日本は20%に過ぎないという報告がございます。教育委員会として、この専門スタッフが少ないという課題意識は持っているかという質問でございます。基本的には、国の政策問題ですが、郡や県段階で要望をまとめて、国へ具申する必要があると思いますけれども、するとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをさせていただきます。

教員数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められておりまして、各校で配置をされております。学校現場からは、教職員が不足している、1人が多くの校務分掌を受け持たないといけないので多忙になるなどの意見があり、課題意識も持っておるところでございます。OECDの調査に基づくものではございませんけれども、教員の確保ということにつきましては、高知縣市町村教育委員会連合会から県教育委員会に対して、施策提言を行っておるところでございます。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） このスタッフについては、必ずしも教職員以外、教職員とは限らないと思っております。いろいろ忙しいことがあつても、今日まで何とかしのいできたという経過はあると思います。しかし、教員の多忙化が社会問題になってきた背景には、こういう課題もあるという認識を新たに持つことが大事ではないかと考えております。

次に、四番目に、部活問題についての質問でございます。

お手元に配付しておりますけれども、これは、朝日新聞の一面に6月4日に載っておった新聞でございます。6月1日に、高知新聞にも、部活動指導の強制やめてという、教師

らがネットで署名活動を行っているということが大きく載っておりました。

この質問書を作成中に、6月4日の朝日新聞1面に一番大きい活字で部活休日を提言へ、文科省、中高に改善を促すという活字が載っていました。参考に、コピーをして配付させていただきました。教育長は、どう受けとめられたでしょうか。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 新聞のほうをいただいております。また、本日の新聞で、部活動の休養日設定をということで、文科省チームが教員勤務で改善策というところも出ておったところでございます。部活動実施につきましては、指導時間の多さから、顧問の負担の問題が以前から指摘をされております。生徒にとっても、学校生活のバランスや疲れの軽減、スポーツ障害を未然に防ぐ効果もあり、適度の休養日が必要であると考えます。部活動は、生徒に自主性、自発的な参加、学校によっては全員加入という学校もございます。そういった自発的な参加により行われておりまして、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等に資するものでありまして、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意をすることが大切なことでございます。文科省が、来年度にもガイドラインをつくりということ、新聞のほうにも出ております。休養日がどれぐらい必要かなどの基準も、初めて示す方針ということでございますので、私どもといたしましても、注視をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。

部活の指導時間でも、文科省は、国際調査で参加国平均の3倍の最長と認識をして、改革しようとしております。外国の考え方は、成長期には多様な経験も必要という認識を持っているようで、そのような認識を新たにしようとしております。中学校では、このようなクラブ活動の指導が入ってくる。ある報告では、クラブ活動の顧問になっている方は、毎日遅くまで練習がある。それだけでなく、土日には練習や他校との練習試合、県下での大会などがあり、週7日勤務のようになっている方もいると言っています。四万十町ではどうでしょうか。現状についてお聞かせください。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 四万十町につきましては、ノー残業デーとかノー部活デーとかということがございますけれども、そういう日を決めてということではなくて、学校

によって、例えば土日に試合があるときは月曜日に休むとかということも、それはもう部活の顧問のほうによって様々でございます。また、ノー部活デー等につきましては、西部教育事務所の中学校は、基本的に水曜日に実施しているという話を聞いております。もちろん、試合が近い場合は、その限りではございません。それから、ノー残業デーにつきましては、兵庫県内での取組等も、実際にあるようでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。

全国的に主流ではないですけれども、モデル校を決めて取り組んでおるということの報告がありました。このノー残業デーやノー部活動デーに取り組んでいるある県の教育委員会の考え方をご紹介します。個々の生徒が、今以上の技術や記録に挑戦することは自然であり、それを学校が支援すること自体は問題にされることはありません。しかし、勝利至上主義的な考え方から、休養日もほとんどなく、長時間にわたり活動することは、生徒のみならず教職員のバランスのとれた生活や健康の保持・増進の観点からも、改善を図る必要があります。土日の休養日には、家族との触れ合いやボランティア活動、地域活動への積極的参加も促します。心身をリフレッシュさせるためにも、ノー部活デーを定め、適切に休養日を設定することが望まれますと、大変緩やかに表現しておりました。ご紹介いたします。

五番については、先ほどの報告がありましたので、省略させていただきます。

次に、縦持ちについての質問でございます。

県は、九つの中学校、窪川中学校も含むそうですが、学年をまたがって同じ教科を教える、いわゆる縦持ちの仕組みを導入しようとしています。授業時間準備がとれない中、矛盾した流れではないかという質問でございます。導入理由は、若手教員の人材育成を図るとしています。私は、多忙化で病欠や早期退職が少なからずある中で、本末転倒ではないかと考えております。実施するなら、OECDの調査で明白になったように、現場のスタッフの少なさを解消するなど、授業準備時間を保障する手だてをした上で実施すべきと考えます。教育委員会の1人が、1年、2年、3年の数学を受け持つこの試みを、どう捉えておりますか。お尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 縦持ちの授業につきましては、窪川中学校が昨年度から

実施をいたしております。これは、学校の組織力の向上を目的とするものでありまして、例えば3人の教員がそれぞれ1年から3年の授業を1学級ずつ縦持ちをするものでございます。長所といたしましては、同じ時間に一斉に同じ内容の授業を行うことができるという点もありますし、チームティーチングにすれば、若い教員はベテランの教員から授業方法を学ぶことができます。また、教科部会では、一つの単元、内容について、みんなで教材研究をすることができます。教材の準備も協力してやるので、それぞれの負担というのが軽減されてきます。このように、個々の教員の授業力の向上と組織力の向上を図ることを目的として、今、行われております。また、この研究指定には、教職員の加配もあっています。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 丁寧に説明していただきました。

けんど、一番大事なのは、教員の授業準備時間が少ない、足りないというのが、現状としてあると思います。これについて、やっぱり絶えず目配りをしていかなきゃいけないかと思っております。こういう形でやられると、なかなか授業準備時間をきちっとやっていかと、自信を持って授業に臨めんのじゃないかと、私は思っておりますけれども、その点を今後ともというか、注視していただきたいと思います。

八番目に、国民教育文化総合研究所が、多忙化解消に向けたの提言をしております。ぜひとも参考にさせていただきたいと思います。時間がありませんので、これについては、感想だけ述べていただけたらと思います。これは、国レベルでの提言でございます。町村ではいかんともしがたいこともあると思いますけれども、その思いを県や国に向けて発信するのも、町の教育委員会の仕事であると思います。また、四万十町でも検討委員会を立ち上げるなど、教職員の業務改善、多忙化の解消のために、一歩進めていただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、二つの事柄について、教育長の教育観をお尋ねする質問でございます。

まず初めに、フィンランドでは、ご承知のように、試験一切なし、学力世界一の国です。フィンランドも、約40年前、他国を変わらない教育方針をとってきたそうです。それが、あるときを境に、評価中心の教育は行わないという思い切った方針にぱっきりと方向転換、そこからフィンランドは世界学力ランキングでトップに君臨することになりました。

た。このフィンランドの教育方針を、教育長はどう見ておられるのかお聞きいたします。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをいたします。

フィンランドといえば、サンタクロースやムーミンといったことなどでも、日本でも非常になじみのある国でございます。教育面におきましては、子どもの自主性、自発的な学習を大切にしております、小学校から大学まで、全ての授業料が無料であることは、フィンランドの教育の大きな特徴の一つということになっておるわけでございます。教育を、国にとって大きな投資と捉えておりまして、人々の学びたい意欲を大切に、その機会を保障する制度が整っております、勉強すること、学校に通うことが、受験や就職のために必要だということではなくて、生きるために大切なことであるということが、国民の意識として根付いております、それが、子どもたちの学ぶ意欲の高さにつながっているようでございます。学力ではなく、生きていくための力を重視した教育が、結果的に学力に結び付いているのではなかろうかと思っておるところでございます。

フィンランドのそういった教育については、大変興味深い教育がなされておるということで、このことについては、私も一定フィンランドのことについて調べもしましたけれども、やはり見るだけではなしに、一度視察研修に行く機会があれば、そういったこともあれば、非常にありがたいなと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、フィンランドの教育のよいところ、そしてさらにその他の国の教育のよいところといったところを、日本の教育が学んで、さらに発展をしていったらよいかなというところで、思っておるところでございます。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ぜひフィンランドへ行ってください。町長に申し上げておきます。

フィンランドについては、私も聞きかじりでございます。先ほど教育長が述べたように、フィンランドは高福祉、高負担を支える公共の精神を育む教育を中心において、教育こそが国家の貴重な資産とみなして、大事にしているそうです。例えば子どもが生まれると、国から母親全員にベビー服やふとん、哺乳瓶や絵本などのセットが届き、17歳までの子ども全員に月1万3,000円が支給されると。それから、授業料は無料だけではなく、子どもたちには通学手段、食事、これは給食です。教科書や学用品も無償で提供されると聞いております。教育は、徹底的に現場に任せる。できる子を伸ばすよりも、学習に困難を

抱えた子どもに、手厚い指導をする。競争をさせるよりも、学ぶことの意味を理解させると書いております。貧富の差や力のある者、弱い者が、差が少ないという、いかに縮めるかという観点がずっと貫かれていると理解しました。それから、教師の勤務時間も少ない。ほとんど授業時間のみと言われております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（橋本保君） これで7番岩井優之介君の一般質問を終わります。

3時25分まで休憩します。

午後3時11分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの執行部答弁の中で、誤りがあったようでありますので、訂正の許可をいたします。

上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 先ほど岩井議員への答弁の中です。単位間違いがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。私、簡易水道の中で、全管路延長407kmと言わなくてはいけないところを、407mと言ってしまいましたので、kmへの訂正をお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） これで執行部からの訂正を終わります。

16番西原真衣君の一般質問を許可します。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 16番西原、今から一般質問を始めさせていただきます。今回は、住宅政策についてということで、質問項目が長いので、できるだけ全部質問したいので、簡潔な答弁をお願いいたします

まず第1、中尾町長の公約であります若者定住、若者支援の重要施策における住宅政策の位置付けについて、まず聞きます。

定住のためには、まずは生活基盤である収入の確保、次に住むところの確保が重要な避けて通れない課題となることには、一般社会常識で考えて、異論のないところであると思います。まずは、中尾町長の若者雇用、若者定住の公約の中での、住宅施策の位置付けについて聞きたいと思います、

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

今回の住宅施策の事業化については、ちょうど私が公約の中で触れております、地域で若者が残って、また地域で暮らせる環境ということが一番の狙いです。ただ、先だって、2年前に地域回りをしておりますと、どうしても中山間地域においては、高齢者世帯が多い。さらには、保育所、学校が統合されたということで、非常に集落の自治活動にも影響を与えておるという実態、さらにはそういった中で、市街地で子育てをして、なかなか親御さんの世話に行っておれないような家庭もあります。ですから、今回の住宅施策については、この地域で生活をする中で、できれば高齢者福祉、そして子育て支援の両立という意味で、一つは家族支え合い住宅の施策を始めたところです。これは、孫が小さいときには、親御さんが手を貸していただいて、さらには高齢化したときには、そういった福祉のお世話をするというような観点の事業を目的としておるところでございます、私の場合は、やはり定住という切り口です。本来、住宅政策というのは、経済対策、様々な国の対策を進めておりましたが、私の場合は、ここで親子と生活できる環境、さらには当然親子に限らず、若い者がここに残りたい、若者がここでしっかりと住んでいただけるような住の環境の整備という目的で、今回、位置付けをしておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） わかりました。

次の質問に行きます。現在、この町で展開中の住宅政策について、まず聞きます。

今、町長答弁の中にもありましたが、まず従来型のものからいきます。建設課が所管する公営住宅と、町単独住宅について聞きます。それぞれ戸数と入居資格、所得区分別家賃設定について聞きます。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設長（佐竹一夫君） 町営住宅、公営住宅の概要についてのご質問でした。

現在、四万十町が管理する住宅の戸数は、全体で527戸あります。その内訳は、公営住宅、国が補助して建てた住宅ですが、447戸、それと単独住宅が80戸。まず、公営住宅の入居資格から説明いたしますと、現に住宅に困窮している低額な所得者層で、申込み時点の収入基準として、一般世帯が月収額15万8,000円以下の方が申込み可能と。この月収額といいますのは、世帯全員の収入から必要経費、控除額を差し引き、12月で割った額をいいます。そして、一般世帯と別に、裁量世帯というのがありまして、裁量世帯のほうが

21万4,000円以下の方が申込み可能と。裁量世帯といいますのは、身体障害者世帯や高齢者世帯、小学校就学前の子育て世帯があります。それから、家賃設定についてですが、負担能力に応じ、国が設定しました家賃算定基礎額というのがありまして、これは住宅の立地条件や規模、経過年数、利便性などに応じて設定されている金額で、それに、これもまた国が設定しております応益経費をかけて設定いたします。また、国が設定した家賃算定基礎額は、収入額に応じまして8段階に分かれております。1から4段階までが、先ほど言いました月収額が15万8,000円以下の本来入居者の方、5から8段階の収入が収入超過者となり、家賃も高額となります。それと別に、単独住宅の入居要件といたしましては、これも同じ現に住宅に困窮している方であって、ただ、その収入の基準は設けておりません。また、単独住宅の家賃設定につきましては、それぞれ団地ごとの一律家賃となっています。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） わかりました。この町の従来型の住宅施策の概要について分かりました。

続いて聞きます。次に、移住促進事業が開始されて以来、それまでになかった移住者向けの住宅施策が生まれました。移住促進事業の所管は企画課であります。住宅施策であることには変わりはありません。住宅の確保がなければ、移住できず、定住も不可能となります。その中に、中間管理住宅促進事業と、平成28年度より実施の移住者向け家賃補助制度である四万十町の新生活を応援しますというものがあります。この二つの事業の概要についての説明を求めます。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） まず最初に、中間管理住宅制度の概要についてご説明いたします。

簡単に言いますと、この制度につきましては、町内の空き家を町が所有者の方から借上げまして、改修や耐震工事を行った後、移住者の方や若者に貸出を行う仕組みとなっております。具体的な流れにつきましては、町が空き家の所有者の方から約10年間の期間、空き家を借り上げます。なお、借上料につきましては、固定資産税相当額としております。その後、町は、借り上げた家屋の耐震工事や改修を行い、対象の希望者に対し、貸出を行っております。

続きまして、移住者向け家賃補助制度につきましては、平成28年度より始めました移住促進家賃支援事業補助金としまして、本町に転入してくる方が、民間の賃貸住宅を借りられる場合に、家賃の自己負担額、月額2万円を超える場合に、月額1万5,000円を上限として、1年間を限度に補助するものでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 分かりました。

それでは、続けて行きます。中間管理住宅促進事業の概要の説明は、今受けましたが、10年間の町との借上契約期間中に、賃貸者に上限700万円のリフォーム費用が支給され、その間、町が所有者に支払う家賃は、先ほど企画課長の答弁内容にあったように、固定資産税相当額であるということですが、移住者に住宅を供給するだけでなく、空き家の改修によって資産価値の上昇が見込まれ、所有者と移住者の双方にとって利益のある制度設計上の利点が見受けられる一方で、これが賃貸住宅の拡充と持ち家志向にも対応できる、10年後の借主への譲渡も視野に入れた事業であるかが判然としないのですが、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 先ほど説明いたしましたが、約10年間で町のほうが所有者から空き家を借ります。契約期間終了後につきましては、賃貸契約を終わりますので、町のほうは持ち主のほうに返すということになります。あと、町が移住者の方等へ貸し出すわけなんですけど、その期間は、借りている10年間ということになりますので、その後は、町のほうはもう持ち主のほうへ返していくということになりますので、その家屋についてはもう持ち主の物で、町のほうはかかわりはなくなってくるということです。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） わかりました。

それでは、10年の期間限定の事業であり、10年後は、所有者とそれから賃貸人との間の関係であり、その後については、まだ町は具体的には施策的なものはないということですよ。分かりました。

それでは次に、若者定住、若者支援を公約とした中尾町長の目玉住宅施策と位置付けられている四万十町若者定住促進支援住宅取得補助金と、四万十町家族支え合い居住支援住宅取得改修補助金の概要について聞きます。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） ご質問の二つの補助金につきましては、四万十町若者定住促進支援事業補助金交付要綱及び四万十町家族支え合い居住支援事業補助金交付要綱に基づいて補助される補助金でありまして、本年度より新設されたものでございます。

四万十町若者定住促進支援事業補助金につきましては、次世代を担う若者が、町内に定住してもらうことを目的としまして、申請者または配偶者の方が40歳以下の方が住宅を取得する場合に、100万円を限度として、住宅取得に対する補助金の交付を行うものとなっております。また、もう一つの家族支え合い居住支援事業補助金につきましては、親世帯と子ども世帯が、町内で新たに同居をするための支援を行うことによりまして、高齢者の方の孤立防止や子育て支援等、世代間の支え合いを推進することを目的としまして、新たな2世帯用住宅の取得や改修に要する費用に対し、100万円を限度に、補助金の交付を行うというものでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 分かりました。

それでは、従来型の住宅施策で、まだ説明いただいていないものに戻ります。

次に、これも、従来町が実施してきた住宅の木造化を推進し、環境対策や林業振興目的も持つ町産材活用促進事業と合わせて、高知県の同じ目的を持つ事業、高知木の住まいづくり助成事業の概要について聞きます。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 町産材利用促進事業の件ですが、これはご存じかと思いますが、四万十町の豊富な森林資源から産出される木材を、伐採、製材そして住宅の建築まで一貫して町内企業で行うことによる林業振興や地域全体の活性化を目的として、建築主に対し、費用の一部を助成する事業です。平成22年度より実施しております。あと、高知木の住まいづくり助成事業は、県が行っている事業でございまして、県内産の木材の需要拡大による県内の林業、木材産業界の振興を目的とした事業で、これも、建築主に費用の一部を助成しています。上限が100万円と聞いております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 分かりました。

主だった町の住宅施策の説明を受けましたが、ここで二つの視点を導入した質問を追加したいと思います。

その住宅施策が対象としている人と、その収入基盤の二つです。高知県は、沖縄県に次ぐ全国ワースト2位の低所得県であることは、周知のことです。そして、その割に家賃が高いと、前から言われてきました。これは、高知県民にとって何を意味するか。ただでさえ少ない収入から、家賃以外の支出に回せる所得がさらに少なくなることを意味します。私は、公平の観点から、官民間わず、四万十町を構成するような立場の人の収入と居住にかかわる経費、つまり家賃を相対化してみるとよいのではと思いました。全家計支出に占める食費の割合をエンゲル係数というのは、常識的に知られていますが、家賃の全家計支出に占める割合、仮に家賃係数とここで名付けてみました。これを試算してみたいと思います。

最初に説明を受けた公営住宅と町単独住宅ですが、ともに現在住宅に困窮していることが入居要件となっています。さらに、公営住宅においては、世帯合算収入の上限が基本算定額15万8,000円であるということ、単独住宅においては、実際、家賃が1万円前後であるということからして、戦後の住宅難の時代に、低所得者向けの必要最低限の住宅の供給という福祉分野に近い発想が、今でも制度と法の中に息づいているのを感じます。しかしながら、長引くデフレや長期景気停滞の中、今、中産階級は崩壊し、格差社会が既に到来しています。ひところは、一部の人のものであった貧困が、社会全体に可視化されないまま、まん延しているのです。それで、まず公営住宅や町単独住宅に入居できる人の前年度世帯合算収入が、月額所得、上限の15万8,000円として、家賃1万3,600円と算定されますので、家賃係数が8.6%となります。これは、1万3,600円を世帯合算収入15万8,000円で割った比率のことです。ただし、この世帯合算所得の算定式は、同居親族1人当たり38万円の控除後の金額ですので、仮に夫婦と子ども2人と仮定して、控除前の総所得額から算出した月額所得は16万2,100円になります。これで家賃1万3,600円は、家賃係数8.37%となります。これは、私の試算です。これは、公開されている資料から算定できます。建設課が持っておりますし、公営住宅法にも書かれております。

続きまして、役場職員について聞きます。役場職員が28歳と仮定して、一般的に家を建てたりする年代ですね。私の試算では、この28歳の職員の基本給プラス諸手当プラス期末勤勉手当の合計を、月額換算したものは、月に22万9,400円となります。これは、当然全ての給与所得者は、所得控除後の所得を、税的には税務署にはおさえられますので、公平のために全て所得控除後で言っております。後から、税務調べから得ました民間所得、給与所得、営業所得、農業所得、これも全部所得控除後、給与所得は給与所得控除と言わ

れています。ほかの所得は、一般的に経費ということで引かれますので、手元に残る所得ということで、公平のために基準をそろえます。今言いました役場の方の収入は、28歳の22万9400円は所得控除後です。算定式が複雑なものがありますが、今日、税務課で教えてもらいました。これらは、すべて公開されている資料から算定できます。

この28歳の職員が、民間賃貸住宅に単身で住んでいると仮定して、住宅手当が、家賃月額1万2,000円を超える場合は、家賃に応じて上限2万7,000円まで支払われるとありますので、この役場の職員の住宅手当ですよ。移住者向け家賃補助制度実施に当たって、町が町内不動産業者から聞き取りをした結果分かった平均家賃5万円ということを知りましたので、これを使わせてもらいます。そうすると、5万円のアパートに入るとして、住宅手当が2万7,000円満額もらえます。当然、自己負担額が2万3,000円で、家賃係数は10.0%となります。

次に、この町の民間所得の実態を知るには、税務課が作成、保管する課税調べが最も確かな資料であると思います。なぜならば、前年度の所得の申告に基づき、所得税額が決定され、その所得申告に基づいて住民税、健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等が決定されているからです。まず、この認識を税務課長に聞きたいと思います。

○議長（橋本保君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 議員申されます所得区分別の所得でございますけれども、税務課で把握しているデータといたしまして、地方自治法の規定に基づいて行われております市町村税の課税の状況に関する唯一の統計資料として、毎年県に決算の報告をしております市町村税課税状況等の調べがあります。その中で、課税標準額段階別、平成27年度ですけれども、27年度分所得割額等に関する調べがあります。その中の総括資料の中ですけれども、納税者義務者数を所得者区分ごとに区分されておまして、その所得者区分では、納税義務者について算出した所得金額の多いか少ないかによって、所得者区分がされております。給与所得者というのですけれども、所得金額のうち給与と所得が最も多い者、それから営業所得者というのは、事業者所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得が最も大きい者、それから、農業所得者は、事業所得のうち、農業から生じる所得が最も大きい者と、この三つに区分されております。この三つについて調べていました。この総括表の区分の中では、課税標準額が9段階あります。下限10万円未満、それから上限が1,000万円を超える金額、その課税標準額9段階の段階ごとに納税者義務者が振り分けられておまして、それぞれ総所得金額が出ておるところでございます。

まず、給与所得者ですけれども、納税者義務者総数が4,628人で、9段階の課税標準額に占める納税義務者数の、議員申されておりました中央値で判断をいたしましたけれども。

(16番西原眞衣君「すみません、税務課長。ごめんなさい。

中央値は後から聞いたんで、今はそこですみません。中央値は後から聞くことなんです。ごめんなさい。今は、中央値を言われなくて構いません。すみません、ちょっと待ってください。」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 今、税務課長が中央値を答えてくださいましたが、ちょっと中央値の確認という数値の確認をしてから答えていただきたいかったので、済みません。ちょっと中断になって済みませんでした。

分かりました。所得には、給与所得、農業所得、営業所得、その他の所得があります。それで、給与所得、農業所得、この所得に区分されている人の各総人数、それから中央値を聞きます。ここで、中央値と平均値の違いについて確認したいと思います。平均値とは、例えば給与所得に分類されている人の所得の総額を、その給与所得者の総人数で割ったもののことで、中央値とは、給与所得の所得順に全員を並べたときの真ん中に位置する人の給与のことです。意味合いが違います。あえて平均値ではなく、中央値を選ぶ理由が明確にあります。役場職員の給料は景気動向に左右されず、その証拠に下がりません。確実な基本給の昇給があります。管理職の一部においては、この昇給がとまるそうですが、いずれにしても年齢を経るごとに確実に給与が上がります。民間は、そのようにはなっておりません。昇給とかボーナスもかなり疑わしい。まずは、これは期待できない状況にあると思います。そして、同じ給与所得でも、雇われているところによって、給与のばらつきがあります。だから、民間の給与所得者の総所得額を給与所得の総人数で割ったものは、実際とかけ離れたものになりがちなので、ですから、あえて中央値という値を選びました。そういうことです。それで、後から税務課長の試算結果を言ってもらいたいんですが、自分が調べたものを先に申し上げます。それで、照合するということを確認したいと思います。使っている資料が同じなので、そういうことにならないとおかしいです。

私が試算しましたところでは、給与所得者の人数は4,628人、所得の中央値は月額11万7,000円です。これも全て所得控除後で言っております。これで、家賃5万円とすれば、

家賃係数43%です。次に、農業者は203人、中央値は月額29万5,000円、これは意外と多いと思います。けど、これは、さっき古谷議員が言ったように、農業所得のばらつき、2極分解の現象があるので、この数値も中央値は当てにならない数値だと思っております。そこで、家賃を5万円として家賃係数17%です。最後に、営業所得者数は220人、いわゆる自営業者の方ですよね。それで、中央値は月額15万2,000円です。家賃を5万円として、家賃係数は33%です。ここで、家賃係数を就業形態別に再確認したいと思います。税務課にある所得調べは個人の所得であり、役場職員の所得も個人所得でありますので、個人所得間の比較を行っています。条件は同じにしないと、比較は有効ではないと思いますので。役場職員家賃係数6.7%、農業者家賃係数17%、自営業者家賃係数33%、そして民間の給与所得者家賃係数43%です。ここで思い出していただきたいのは、公営住宅入居者の扶養控除前の月額世帯合算所得が16万2,100円であったことです。恐らく高い比率で、夫婦共稼ぎであると思いますので、1人当たりの収入に換算しますと分かりませんので、ちょうど半分で割りました。合算で16万2,100円ですので、月額収入8万1,050円になります。先ほどの給与所得の中央値に近いことがわかります。給与所得の中央値、繰り返しますが、11万7,000円でした。

続けます。これが何を意味するか。この町の民間給与所得者は、結婚して公営住宅に入居しなければ、家賃係数を43%から8.3%に下げることができないということでもあります。役場の職員には、月額上限2万7,000円の住宅手当の支給があると公法にありますが、ここでさらなる事実確認の目的で、産業振興と雇用の創出目的で、町が誘致した、あるいは補助した株式会社NITコンタクトセンター、いわゆる旧丸山小学校を貸付けた稼働状態にあるコールセンター、国を挙げての農業の6次産業化政策の旗頭である次世代園芸団地で入居予定の四万十とまと、みはら菜園、ベストグローが、被雇用者に、つまり雇う従業員に住宅手当の支給の予定があるのか、あるとすればその額の把握があるのかを聞きます。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 今、議員が言われました4社、一応問い合わせしてみました。ないと聞いています。そのほか、町内の民間企業の住宅手当については、詳しい調査まではしていませんが、町内の大手の建設業者やJA等についてはあります。しかし、小さい企業等においては、ないところがほとんどじゃないかというような認識、把握をしております。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 分かりました。

町が産業の振興と雇用の創出のために誘致した企業でさえ、住宅手当の用意が現時点ではないということが分かりました。そうしたら、押しなべて今、建設課の課長が言われたJAとか以外の民間の小さなところには住宅手当がないことが、非常に実感を持ってうなずける場所であると思います。

続きまして、民間企業の給与所得者の家賃係数が、最も高い43%であることを勘案しますと、産業振興と雇用の創出目的の事業には、常にその初期には、建設で多額の公費が投入されます。そして、事業目的は常に産業振興と雇用の創出であります。今、日本の景気動向をめぐり、長期停滞、つまり長引くデフレから脱却するための施策が、国を挙げて展開されています。いわゆるアベノミクスです。この国を挙げての施策は、規制緩和によって企業が自由に競争できる環境をつくり、競争力のある企業の収益の収益増による国富が、全国の津々浦々まで行き渡るといふ、いわゆるトリプルダウン化説に基づくものがあります。ところが、これは世界的に有名なノーベル経済学者シュテルリッツとかクルーグマンによって、既に否定されています。なぜならば、企業減税や金融緩和、規制緩和によって、企業に設備投資を促し、生産額の増加にある経済成長をもくろんでも、思うほど設備投資は増えていませんし、その結果増えた収益を、企業は内部留保としてため込むために、企業収益はなかなか従業員の給与の上昇に反映されません。なぜなら、製品が売れる近未来予想を、企業は持てないため、将来景気が回復したときに設備投資に回せるお金を、まずは内部留保としてため込まざるを得ないからです。

中央銀行によるインフレ予想という手法で、穏やかなインフレを喚起しようとしているので、そのときお金を借りて設備投資をするより、今、金利が安い設備投資に回せる手元資金を、まずは確保しようとする企業心理が働くのです。インフレ期待というのを、日銀がやっているのです、今のほうが金利が、将来お金を借りるよりか、今、内部留保でためて、その収益がそっちに回って、従業員の給料には反映されにくい経済環境があるということ、私なりに理解して書いております。

内部留保に消えると、給料は上がりません。消費者は消費者で、給与の上昇が見込めない以上、自衛手段は節約、消費の手控えしかありません。従って、ものは売れず、ものの値段は下がります。これがデフレです。この将来予想に基づく企業と家計の心理上の二重

の呪縛現象を、経済学では流動性のわなと呼んでいます。かくして、お金とものの循環が停滞するのです。

もう一つの要因として、産業構造の変化があります。製造業からサービス業への日本経済の産業構造が変化しています。製造業に比べて、サービス業はもともと技術革新の影響を受けにくく、労働集約性が高いということです。したがって、生産性が上がりにくく、従業員の給与は低いままに据え置かれる傾向があります。長時間労働や残業代未払いの、いわゆるブラック企業が、サービス業に集中している。外食とか衣料品販売とかですよ。皆さん、思い当たるとと思います。そのせいです。生産性を上げにくいということです。製造業と違って、サービス業は技術革新の影響を受けにくい。接客業は、代表的にそうですね。このことは、この四万十町にもそのまま当てはまるのではないのでしょうか。四万十町民は、果たしてアベノミクスによるトリプルダウンの恩恵を実感できているのでしょうか。私としては、決してそうは思いません。なぜなら、ハローワーク求人に提示されている給与を見ても、この町の税務調べを見ても、その恩恵がこの四万十町にトリプルダウンしているようには見えないからです。

安倍首相が、意見を聞くために、わざわざ日本に招へいしたクルーグマン教授は、設備投資は規制緩和、これは企業側、つまり供給側への動機付けです。ではなく、需要側への動機付け、つまり需要の喚起こそがデフレ脱却、経済の活性化の方向付けとなると、安倍首相に進言しています。

四万十町が、長引く景気停滞、ものと金が循環しない流動性のわなから脱却するための、リアルな住宅需要の喚起という視点から、中尾町長の住宅施策について質問を続けたいと思います。

町長公約の若者定住、若者支援を目的とする住宅取得補助金と二世帯住宅向けの住宅取得改修補助金は、補助金交付対象者が地元移住者を問わないことが伺われますが、住宅取得には、前段に土地の取得が必須要件であることを考えますと、土地が親から無償で提供されるか、さもなくば土地を買い、家を建てることができる人限定ということに、実質なってきます。もう一つの目玉政策、四万十町家族支え合い居住支援住宅取得改修補助金最大100万円の申請要件は、直系親族と同居目的の二世帯住宅の取得か、その目的での改修、さらに全員が住民登録し、5年以上継続して住む意思があるということとありますので、二世帯で移住してくる人をも対象にしていることは分かりますが、前段の土地の取得は必須ですし、親と移住してくる未婚者とか、未婚で二世帯住宅を取得しようとする人は

まずいいことを考えると、これもまた親の土地の無償提供を受けるか、もしくは土地と家を取得できる資力のある、既に結婚している若者が、実質対象となってきます。このことに対する町長見解を聞きます。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） また担当課長のほうは後からということで、私のほうが冒頭に申し上げたいと思います。

今回の住宅施策については、確かに議員ご指摘のとおり、Iターンまたは本当に若い所得の低い方については、なかなか厳しいものがあると思います。ただ、先ほど担当課長が申しあげましたように、今回、住宅政策については、やはり60人にのぼる、いえば、超過者が、これから地域に帰っていただきたい。これは大正でも例がございました。ですから、一通りの考え方ではなくて、一定の所得を得た方については、やはり地域へ帰っていただいて、そういった家族支え合いの、または定住の補助事業を受けていただいたら、今言われたように、Iターンなりまだ経験がなくて、勤続年数が少なくて、所得の低い方については、公営住宅の本来の住居に困窮する方ということで、受入れをしていきたいという考え方でございますので、そういったご理解でいただければと思います。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 本来の公営住宅とおっしゃいましたが、土地と家を建てるには、当然資力が要ります。でも、先ほど前段でなぜそのことを言ったかということ、給与所得者四千幾らの方がおいでましたよね。その方の所得の平均値が11万7,000円であったということは、基本的に在住者です。その方々への施策が公営住宅と、中尾町長は認識してらっしゃるということでしょうか。分かりました。

それでは、続いていきます。次いで、町の事業である町産材活用促進事業と、県の事業である高知木の住まいづくり助成事業は、新築か増築時に、木材の使用量に応じた助成が受けられるよう制度設計されていますので、これもまた土地の取得と家の新築、増設が前提となっています。未婚者向けのものではないと思いますが、これはどうでしょうか。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 議員おっしゃるとおりで、未婚者だけをターゲットに絞った事業ではございません。しかし、住宅の新築や増築を考えている方々に利用していただき、町内の地域全体の活性化を目的とした事業となっていますので、そういった意味でも、未婚者の方も利用できますが、未婚者向けだけという限定の事業ではないかと思いま

す。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） わかりました。

未婚者を排除するものではないけれども、実際として、やはり既婚者の方の利用が多いという現実があるかとは思います。

それでは続きまして、家を新築する年代は、全国平均で20歳代、30歳代に集中していると想定されます。この年代の人が、親との同居を志向するかどうかには、私は個人的には大きな疑問を持っております。出産、子育てを経て、やがては親の介護や見守りが、この世代のライフサイクルにおける将来予想として、視野にないとは思いますが、まず第一に、今の若い世代は、親の世代とは異なる価値観に基づいて、家族間の相互扶助的な価値観よりも個人の選択を重要視し、核家族思考を持っていると、私は個人的には予想しています。中尾町長の個人的な価値観が、この施策に色濃く反映されているように見受けられますが、私は個人的には、近隣の親の存在を前提とした子育て、介護にかかわる制度設計には前時代的なものを感じ、この町の子育て世代のリアルな住宅需要を喚起できないのではないかと危惧をしております。子育てや介護に必要なのは、まずは住宅の様式ではなく、当事者の選択の幅を最大限保障するように、綿密に制度設計された公的な支援であると考えます。

一例として、今、企画課の総合戦略室によって作成された四万十町人口ビジョン中にある男女別、産業別就業者数によれば、女性は、農業が1,200人、医療福祉が1,000人と突出しておりと説明されているように、医療・介護の仕事を、その大半は介護職であることが容易に想像できますが、その介護の仕事が、職業として女性によって担われているということ、職業として担われていない介護や子育ても、家庭において女性によって担われていることを併せて考えると、親の見守りのために二世帯住宅の取得に助成金を出すという中尾町長の構想は、二世帯住宅を建設しようとする人の想定、まずは二世帯住宅の建設に踏み切り切る自己資金がある親の見守りが必要な世代とは退職者の世代であり、この二つの要素を満たす人は、現役のときは都市で、今、60歳に転出しようかとおっしゃったのは、現在都市にいるという意味だと思います。高知市の中小都市も含めてですね。中尾町長自身がおっしゃいました。

現役のときは、都市で平均以上の年収、分かりませんが、推定年収600万円ないし700万円以上へ、退職時には1,000万円以上の退職金と厚生年金の受給資格のある人ということ

になり、この町の介護職の女性1,000人の職業選択の実態から読み取れる、親を施設か病院に入れて、自分もまた介護の現場で働かざるを得ない方々の介護という側面での生活実態からはかけ離れた施策であるという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 議員の言われるように、若いときは都会で働いて、定年で退職して、ふるさとに帰り、親を見守りながら生活したい方々の喚起はもちろんですが、やむを得ず、施設や病院にお世話になる方もおられると考えますが、その前、まだ自分が自分のことができるとき、孫の子守りや家事、軽作業をしながらの生活ができよる方々が、年老いてもひとり暮らしにならないような施策になるんじゃないかと考えております。

また、介護の現場で働く人は本当に必要な人ではありますが、介護職以外の就労の場の確保についても、町の責務、業務として、現在は取り組んでいますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 西原議員の言われるところは、本当に十分に私も認識はしておるところでございます。ただ、これまでの国の住宅政策、そしてこの我が四万十町のこれまでの、例えば家族の生活の仕方とか考え方が、やっぱり核家族化を助長しておったと、自分自身も思います。結果として、先ほど申し上げましたけども、保育所に子どもがいないとか、さらには小学校に子どもがいなくなって、負の連鎖といいますか、現在、山間地域では集落の維持そのものが本当に危惧されている状況です。ですから、それはそれとして、やはり今後は、1人でも2人でも地域へ帰る施策という位置付けでやっております。現在、問い合わせ等については数件あっておりまして、私は1人でも2人でも地域へ帰っていただいて、今までの考え方を改めていただいて、家族で暮らす幸せとは何かということを一度考えていただきたいという思いで、今回の施策をつくっています。座談会でも、そういったご説明をさせていただいて、今までのことは今までとして、反省をしっかりと、今後の四万十町の地域づくりについては、こういった暮らせる環境づくりが、私としては最大の重点的な施策として位置付けしておりますので、そういったご理解もいただければと思います。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 先ほど考え方を改めていただいてという町長答弁に、私は非常に疑問を持ちました。と言いますのも、核家族化志向で、出生率が落ちたわけではないと思

います。私は、出生率が落ちた最大の原因は、子ども子育てというものに対して国策がない。私は個人的には、公的な支援が非常に貧弱であることだと思っておりますので、中尾町長が考えている原因と、私が考えている原因が異なっているということでもあります。

それで、続けていきます。医療・介護職と一口に言っても、その内実は、医師、正看護師、准看護師、言語療法士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、介護士支援専門員、ケアマネのことですね。社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、生活相談員と様々です。先ほど1,000人の女性の就労が、この町であるので、医療福祉ですよね。職業別に、その内訳をちょっと見てみました。それで、この資格要件によって、月額報酬は、全部ハローワークで自分がちょっと押さえた表にしております。12万1,500円から31万4,800円まであります。基本的に理学療法士とかが高いわけです。ただ、ここに時給700円から1,000円で働く資格要件なしの女性たちが、多数含まれていることに留意が必要です。ここには、確実な求人需要があり、介護の仕事は必要だと、今、建設課長もおっしゃいました。高齢化していますんで、そのとおりです。

この職を選ぶ人には、恐らくそれ以外の選択肢がないのではと思います。そして、さらに働きながら、あるいは介護離職をして、在宅で介護に従事している可視化されない、見えない、家にいるから見えないです。大勢の女性たちがいます。もし、この方々が離職し、在宅で親を介護するとすれば、唯一の公的助成は、在宅介護手当月額2万円です。

さらに、子育てについて見てみます。子育ては、公立の保育所、幼保連携こども認定園、子育て支援センター等によって、制度上は公的に担われています。私は、かつて教育民生常任委員会に属していたときに、担当者から、四万十町には都会のような待機児童はいないと説明を受けた記憶があります。けれども、保育所に入所するための申請要件として、保育に欠けるものと書き込まれているので、乳幼児を持つ若い母親が、生まれたばかりの赤ちゃんですね。その時点で無職であれば、たとえ就職を望んでいても、仕事を探すために保育所に子どもを預けることができません。私は、そのような家庭を一つ知っております。ですから、近くに預けられる親がいないのかの声が、すぐさまどっから聞こえてきそうな案件ですけれども、親が近くにいることと併せて、預けやすいような人間関係を保っていることを前提に制度設計をするのは、私はそうではない。個々の事情を解釈できないある特定の価値観。親の面倒を見るのは当たり前である。親に助けてもらえるから幸せである。良好な家族関係は美風である。家族は助け合って当たり前、そうでないことは望ましくないに基づくものであり、本来価値、中立的であるべき行政の制度設計の

中に、暗黙の前提として、この家族観、価値観が折り込まれていることは、本来この町を構成する個々人に対して、公平公正であるべき行政による制度設計上、問題がありはしないでしょうか。

先ほど介護の例と保育の例を挙げた理由は、私自身が、様々な人から見聞いた事実に基づき、家庭において、また仕事として圧倒的に女性によって担われている子育てと介護の実態に即したきめ細かな制度設計が、国にも町にもないことを実感しているからです。この地域のみならず、高知県では、全国でも沖縄に次ぐ低所得県であることは周知の事実です。そのような環境下で、専業主婦より働く主婦の比率が高いことが伺えます。共稼ぎせざるを得ないわけですね。それは、必然的に仕事と介護あるいは仕事と子育ての両立を生み、強い金銭的、身体的、精神的ストレスを生み出しているはずです。

私は、基本的に個々の特定の価値観に基づく制度設計ではなくて、家族愛とかね。私は個々の選択の自由を最大限尊重できるような制度設計こそが、最も優れた制度設計であり、持続可能な制度であり、公費で運営するに足るものであるという考えを、私は持っています。分かりやすく言えば、介護のために仕事を失う必要のない、また場合によっては、介護と仕事の無理な両立で、本人が潰れそうになるようなことがない、潰れかねないようなことがない。また、子どもがいることで、就労の機会を得にくくなるようなことがない。個々の選択の自由を最大限かなえられるような、実情に即した制度設計が求められていると思います。

この実情の把握が、どの程度なされているのかを聞きます。虚心たん懷に申し上げて、現場にいるのが女性、子育て、介護、そして制度設計をしているのが男性に偏っているという現実がありますよね。そこが、非常に多くの制度設計上のずれ、ミスマッチを生み出しているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 議員が言われるように、高知県はやっぱ働く主婦の比率が非常に高いわけで、そうした中での子育ては、自分としては、やはり家族の助け合いが本当に必要じゃと思います。その助け合いを支援できる体制づくりや制度化、これから制度化が大事だと。また、この問題につきましては、高知県だけでなく、全国的な課題でもあるというような認識はしております。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 分かりました。

けれども、他県から嫁いでこられる方もいるわけですよね。それで、単身移住者の方もいる。家族の助け合いと言われても、家族の助け合いの前提となる条件設定から外れている方もいるわけですよね。今、包接社会という言葉がありますが、そういう条件設定には、どうしても前提に、やっぱりそれが望ましいという価値観が入り込んでいると思うんですね。でも、人は自分の生活条件を必ずしも選べるわけではないので、なるべくそのような条件設定を排除した制度設計のほうが、私はより優れた制度設計ではないかと思うんですけどね。それは、私の個人的な価値観であり、見解であります。

それでは、次に行きます。住宅政策には、大きく二つあります。持ち家政策と公営住宅を社会全体のインフラと位置付ける公営住宅政策があると考えますが、日本が国全体で前者の持ち家政策を推進してきたとの認識が、私にはあります。日本は、一般的に持ち家志向が強いと言われていますが、これは、国を挙げての持ち家政策が、敗戦後の喫緊の住宅施策として展開されてきた中で、時代が変わっても、その軌道修正がなされず、消費者としての選択肢がそれしかなかったことに起因するものであり、これを持ち家志向と称して、個々の選択の結果のように語るのはいかがなものかと思います。そういう政策があったわけではなくて、それしか選択肢がなかった結果であると、私には見受けられるということです。

その証拠に、日本は、先進国の中で最も公営住宅の普及率の低さが目立っています。公営住宅は、賃貸住宅の一種であり、賃貸住宅であれば固定資産税がかかりませんから、固定資産税が地方の独自財源である税法上の制度とも符合する形で、住宅施策が表だって国会等で議論されることはないまま、日本人の持ち家志向として、漫然と語られてきた傾向があるのではないかと、私は捉えています。

ところが、今、少子高齢化時代を迎え、時代が大きく変わりました。民間においては、都市部の大企業を除き、賃金の上昇はほとんど見込めない現実があります。終身雇用も危なくなっております。ですから、非正規雇用が増えております。片や、年金や医療の社会保障費はうなぎ上りです。少子高齢化とは、労働力の減少に起因する国力と国富の衰退です。

そこで、危機感を覚えた政府は、人口減少を食い止とめるという喫緊の問題の解決のために、都市の若者を地方に移住させ、出生率を上昇させる目的で、移住促進事業や地域おこし協力隊事業が制度設計されました。この認識については、中尾町長、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 住宅政策の件でございますが、これまでの日本の住宅政策の基本線については、一番多い中間層の方に家を持てもらうということが、GDPが伸びていた時代に、たいていの人は家が持てるという前提の政策が展開し、今になっても、そこから抜け切れないのが現状ではないかと思います。日本の公営住宅が、全住宅のたった4%、家賃制度もまだ不十分だという日本の状況は、議員言われるように、先進諸国の中で極めて特異な状況になっていると思っております。

また、地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図っていくことを目的として、現在、町内においても、各種地域協力活動に積極的に取り組んでおり、町といたしましても、今後の展開に大変期待をしているところです。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 建設課長が、非常に凶星のことを言ってくれました。高度成長期です。だから、中間層が持ち家志向を持ったということです。終身雇用があり、給料が上がり、そして終身雇用の中でローンが組めました。つまり、高度成長期は、企業が住宅政策を担っていたと言い替えてもいい。だから、国家の住宅政策が、いまだにその考えから抜けられず、これほど貧困だということであると思うんです。

この町の現実、日本の現実でもあるはずです。ある文章を引用したいと思います。経済規模で世界第3位の日本、物質的な豊かで平等社会と言われてきた。しかし、国民の多くが中流家庭、中産階級のことですよ。と自認していたのは、一昔以上も前の話。今や、所得格差の拡大や、ワーキングプアの出現などを背景に、日本の貧困率は世界的に見ても高い。日本人の6人に1人が貧困層と言われています。貧困率というのは、低所得者の割合を示す指標です。厚生労働省が2014年にまとめた国民生活基礎調査によると、ちょっと難しい言葉です。等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる貧困線、2012年は年収222万円に満たない世帯の割合を示す相対的貧困率は16.1%だった。これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした子どもの貧困率も16.3%となり、ともに過去最高を更新した。これは、日本人の約6人に1人が、相対的な貧困層に分類されることを意味する。この調査で、生活意識が苦しいとした世帯は59.9%だった。貧困率が過去最高を更新したのは、長引くデフレ経済下で、子育て世代の所得が減少したことや、母子家庭が増加する

中で、働く母親の多くが、給与水準の低い非正規雇用であることも影響したと分析されています。

ちょっと難しい用語解説は飛ばしまして、日本の貧困率は、国際的に見ても高いです。OECDの統計によれば、2000年代半ばに、時点で、OECD加盟国30か国のうち、相対的貧困率が最も高かったのがメキシコ18.5%で、二番目がトルコ、17.5%、三番目が米国17%、四番目が日本15%が続きました。貧困率が最も低かったのがデンマーク5%でした。日本の相対的貧困率は、2000年中ごろから一貫して上昇傾向にあり、OECD平均を上回っています。

2012年版厚生労働白書、厚生に関する指標を、各国と比較した日本の特徴として、相対的貧困率が高く、増加傾向にある。人事係数というものがあるそうです。社会における所得配分の不平等度合いを示す指標のことだそうです。計数の範囲は、ゼロないし1で、係数の値がゼロに近いほど格差が少ない状態で、1に近いほど格差が大きい状態を意味するそうです。これも、OECDの平均より高く推移している。つまり格差傾向が強いということですね。OECD平均より、所得格差ですよ。

三番目、就業率の男女差が大きく、長期失業者の比率がOECD平均より高い。所得配分と男女間賃金格差が大きいなどの点を挙げている。公正に関する指標は、所得分配と機会の平等及び個人の社会的自立の程度を反映して、全体的に低いパフォーマンスを示している。ここが気になるんです。機会の平等、個人の社会的自立の程度に、やっぱり家族の助け合いというのかぶさってくると、この指標が低くなるのではないかと、私は思うんです。機会の平等、個人の社会的自立です。家族で助け合っていると、個人の機会の選択と、それから社会的自立が覆い隠されてしまう。可視化されない状態になってしまいます。ここがまずいと、私は個人的には思っているんです。

遅くなりましたけど、所得格差を含めた、これは全部厚生労働白書です。所得格差を含めた経済格差の解決には、雇用のあり方とともに、生活保護、公的年金、最低賃金などを含めた総合的な検討が求められる。格差社会の進行を食い止める対策は、今や日本にとっては喫緊の課題の一つだというのがあります。

そこで、ちょっと時間がないので問います。それで、今、雇用による格差社会と言われています。さっきの家賃係数にも、それが表われていましたよね。それで、私も雇用による格差社会が、この町の職員の業務に対する意識にも反映しているのを、実は感じたことがあります。ここで申し上げます。職員には申し上げません。けど、これは事実でありま

す。例えば子ども子育て支援事業計画というのがありました。その計画書が全議員に配付されましたので、目を通してみました。そうすると、そこにワークライフバランス、無料職業紹介所の就業実績という数値表がありました。この表は、子育て中の方の就労実績を意味しているんですかと聞きにいったら、それは商工観光課に聞いてくださいと言われました。うちは取りまとめただけと。行きました。3週間、答えがありませんでした。子育て中の方に限らないものでした。正直申し上げて、何か上の空で仕事をしていませんかとは思いました。コピー・アンド・ペーストみたいな感じですね。ワークシートを並べてくる。だから、そういうことが事実ありました。

それから、人口ビジョンの中に、住民アンケートがありますよね。あの中に、今、出生率を上げるためには婚活イベントをやるというお話が、大体聞こえてきているんですけども、声がありました。この所得では結婚できない。多分、皆さん誤解していると思います。結婚する人が少ないのは、出会いがないからではありません。所得が低いからです。将来設計を持ってないからです。思い出してください。さっきの給与所得者4,367人、月額平均賃金11万7,000円で将来設計ができますか。だから、出生率を上げるという施策を展開する上では、ここに支援が本当は必要だと、私は思います。その意味で、公営住宅のことをこれほど念入りに聞きました。

そこで提案があります。中間管理住宅700万円のリフォーム費用を入れて、これは国の空き家対策総合支援事業と、県の耐震化を導入しているので、町の持ち出しが160万円、従ってそれを10年間分で、借りた人に家賃で計算すると、月にわずか1万円台の家賃になりますよね。1万円の家賃は、非常にありがたいです。これを10年以降も展開して、この町の町が助成した、空き家があるんですから、その空き家を利用した一種の公営住宅、社会基盤、インフラの拡充という面で、若い人が生活設計をできるようにするには、給料は上げることはなかなか難しいです。せめて家賃が少ない。可処分所得を増やす。そうしたら、結婚しようか、子どもをつくろうかという気になります。その施策を展開する気がないかを、最後に聞きたいと思います。私は、これが需要の喚起、この町の流動性のわな、つまり金とものが流れないところから脱却する一つの有効な手段ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 今、議員に貴重なご提案をいただいたわけですが、確かに今後ますます増え続ける空き家をどう有効利用するかが、これからの住宅政策、そして四万

十町のまちづくり政策におけるキーポイントであるのは間違いありません。中間管理住宅の事業の拡大はもとより、借上期間の仕組みづくりを空き家の利用と絡めて、四万十町の豊かな森林資源を生かしながら、地域全体の活性化につながる四万十町のまちづくり政策の仕組みを、今後つくっていくことを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 大変満足のいく答えをいただきました。

では、最後にもう時間がないので、中尾町長は、結局考え方を変えて、家族で助け合うという思考を持ってらっしゃるようですが、私は言いたいことがあります。というのも、これは私が実際に聞いた話ですけど、日本という国は、子ども子育てとかに対して、本当に国策がない国なんです。事例を挙げます。これは、東京だからというわけじゃない。この町だからというわけじゃない。全国版でそうなんです。事例を挙げます。

私の友人の一人が、博報堂に勤務しておりまして、有名広告代理店、月額37万円の給料をもらっております。けれども、保育園児を抱えているので、港区じゃないと保育園に入れないんです。都心は子どもの数が少ないから入れるんです。そのために、港区のマンションに引っ越して、家賃が17万円です。可処分所得が18万円に減ります。そこから、当然保育料も払わなくてはいけない。それを、父親から聞きました。もう一人、私の知り合いの人です。娘さんが、やっぱり東京の待機児童が多いところで有名な杉並区にいます。無認可保育園にやって、公立に入れません。保育料8万円です。給料が保育料に飛びます。この二つの事例だけでも、日本が子ども子育てというものに対して、国策がないということが分かりますよね。連綿となかったんです。だから、子ども子育ての前の結婚、出産ですよ。この町は、先進事例となって、家賃というものが生活を圧迫しないような制度設計ができるような、若い人が将来設計ができるような施策を拡充すべきではないでしょうか。国全体がないんですから、ここから始めるしかない、私は思いますが、最後に中尾町長の見解を。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

まさに、議員ご指摘のとおり、そういった施策は必要だと思います。今回の子ども子育ての平成28年度から始まりました施策についても、やはりそういった総合的な観点から、我々は一定、平成28年度、始めたところでございますが、私自身はこういった思いを持つ

てこの任についています。ですから、確かに一定そういった方向で言えば、認識されても仕方ないですが、今後、今日いただいた本当に貴重なご意見は、厳しい所得環境の中での若者についての支援は本当に必要だと、自分自身も認識しておりますので、その辺はしっかりまた精査させていただいて、次の事業施策に生かしたいと思います。

ただ、ぜひ皆さん方に、今日は町民の皆さん方も聞いてもらっておりますので申し上げたいんですが、まずそういった平成28年度の施策を、ご意見を伺いたいということで、現在地域座談会をやっております。やはりそこへ来て、またいろいろなご意見も聞きたいと思いますが、いかんせん参加者が確かに少ないです。ですから、これも私自身、しっかりと受け止めて、今後本当に皆さん方に評価していただけるような事業施策を、精いっぱい取り組んでまいりますので、今日の本当に貴重なご意見、本当にすばらしい一般質問だったということで、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長（橋本保君） これで16番西原真衣君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4 時27分 散会

